

第二期行田市子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】



令和2年3月

埼玉県行田市



はじめに

子どもは社会の宝であり、その健やかな成長は、私たちが希望ある未来へ導くものであります。かつては、祖父母、親、子どもたちという3世代同居型の家庭が多く、親以外にも多くの大人が子どもたちに接していました。また、地域の人々とのつながりも密接で、子どもたちは地域の子どもの見守られ、育てられてまいりました。



しかしながら、近年の子ども・子育てをめぐる社会情勢は大きく変化してきています。特に、少子化の進行は顕著で、国の年間出生数は平成28年に100万人を、そして令和元年には90万人を下回りました。本市においても出生数や年少人口の割合は同様に減少しつづけています。また、共働き世帯の増加や家族構成の変化により、仕事と家庭の両立への負担、子育てへの不安を抱えている保護者も少なくなく、子育てや保育に対するニーズも多様化してきています。

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化がはじまりましたが、無償化による経済的負担の軽減とともに、社会全体が子育てを温かく見守ることができるよう、環境を整えサポートすることも重要であると認識しています。

そこで、多くの方が、子どもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会になるよう、子育て家庭に寄り添うとともに、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い「子どもと親が笑顔で安心してらせるまち ぎょうだ」を基本理念として、「第二期行田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後、市民の皆様には、第二期計画の推進に向けたご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、アンケートやパブリック・コメントなどにご協力いただきました市民の皆様、そして、計画策定にご尽力いただきました子ども未来審議会委員の皆様、あらためて感謝申し上げます。

令和2年3月

行田市市長 石井 直彦

目 次

第1章 策定の考え方

1. 計画策定の背景と趣旨 1
2. 計画の位置づけ 2
3. 計画の期間..... 3
4. 計画の対象..... 3

第2章 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況 5
2. 子育て支援サービスの状況 16

第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念 23
2. 基本的視点..... 24

第4章 施策の展開

1. 計画の体系..... 25
2. 施策の展開..... 26

第5章 事業計画

1. 子ども・子育て支援事業計画について 39
2. 教育・保育提供区域の設定 40
3. 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策 41
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・
保育の推進に関する体制の確保の内容 52

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制 53
2. 行田市子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価..... 53
3. 関係機関との連携..... 54

資 料

1. 計画の策定体制 55
2. 行田市子ども未来審議会..... 56
3. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果..... 60
4. 第一期計画の結果..... 66
5. 用語集（50音順） 72

第1章 策定の考え方



1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生率の低下による人口減少が進行しており、この状況を食い止めるためにも、子どもを安心して生み育てられる環境の充実が求められています。

このことから、「子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。（子ども・子育て支援法に基づく基本指針の一部抜粋）」との認識のもと、安心して子育てができるよう、平成27年度から全国の自治体で子ども・子育て支援新制度がはじまりました。

新制度の開始以降も、国では、幼児期の教育・保育の重要性から平成29年度「子育て安心プラン」により保育の受け皿を確保し、平成30年度「新・放課後子ども総合プラン」により待機児童対策を推進するほか、令和元年10月からは幼児教育・保育無償化を導入し、子育て世帯への支援を進めてまいりました。

日本の未来を担う子どもたちは、それぞれの家族にとってのみならず、社会にとっても大切な宝です。

行田市では、子どもの視点を大切にした次世代育成支援をさらに推進することを目的として、平成27年度から令和元年度（平成31年度）までを計画期間とする「行田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育てニーズに対応し、計画的に子育て支援の充実に取り組んでまいりました。

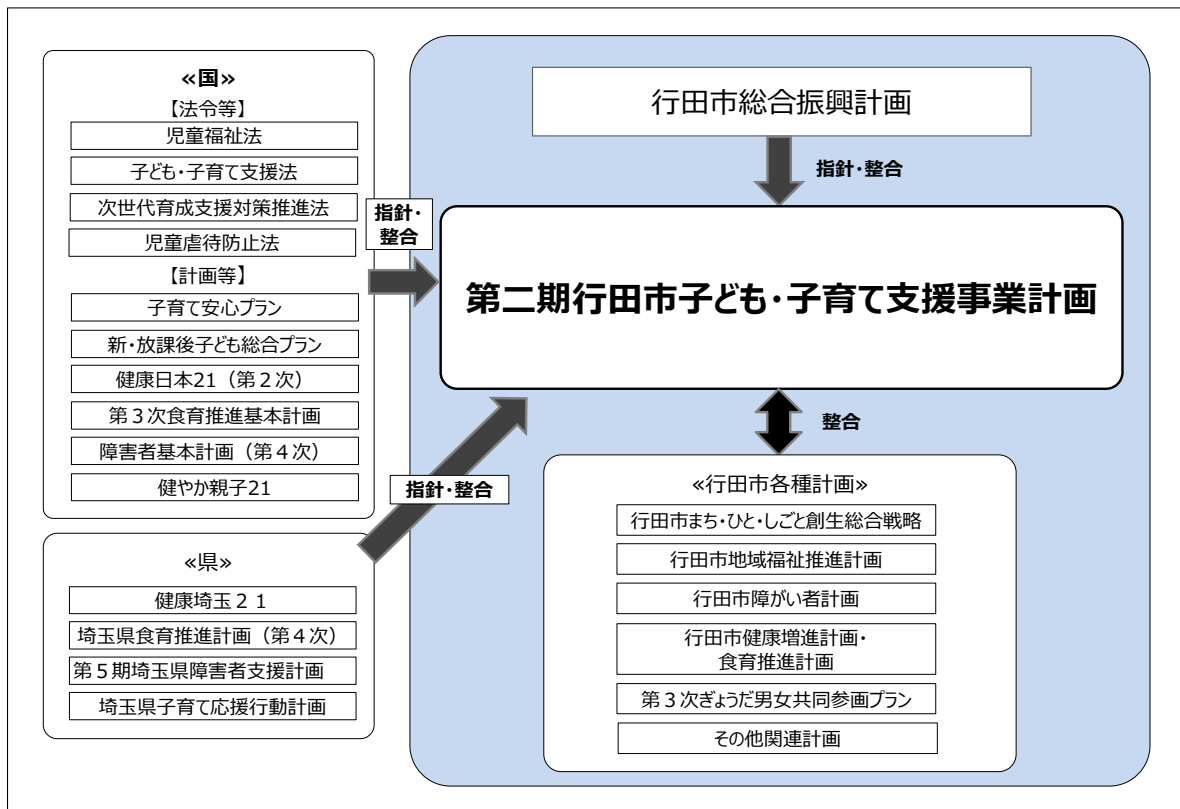
このたび、「第二期行田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子どもたちに切れ目のない支援ができるよう、子育て環境の充実を目指してまいります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援施策の方向性や目標を定めるとともに、「子ども・子育て支援法」（第61条）に基づき、市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、円滑な実施に向けた事業計画を定めるものです。

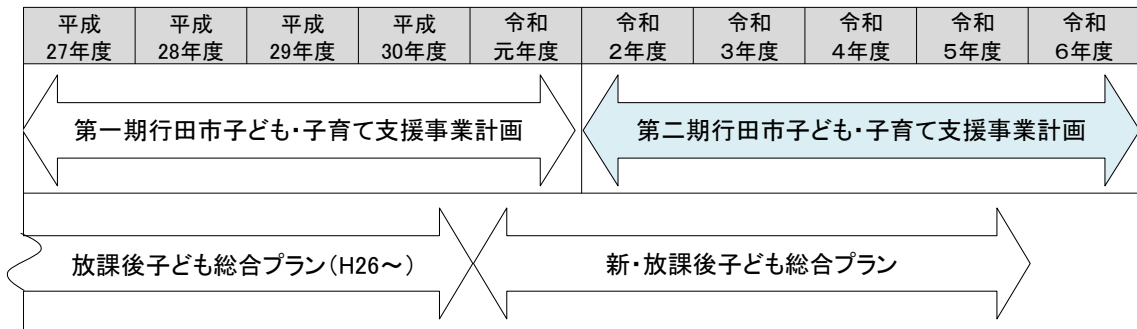
本計画は、市のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを生き育てやすいまちづくりを推進していくための指針として、市の上位計画である「行田市総合振興計画」やその他の各種計画との整合性を持ったものとしています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」及び「放課後子ども総合プラン」に即した取組等を盛り込んだものとしています。



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しができるものとしています。



4. 計画の対象

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関等、地域を構成する全ての個人と団体としています。また、本計画では、「子ども」の年齢を18歳未満とします。

<本計画の根拠となる法の基本理念>

◆子ども・子育て支援法◆

(基本理念)

- 第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◆次世代育成支援対策推進法◆

(基本理念)

- 第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

(市町村行動計画)

- 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

第2章

本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況



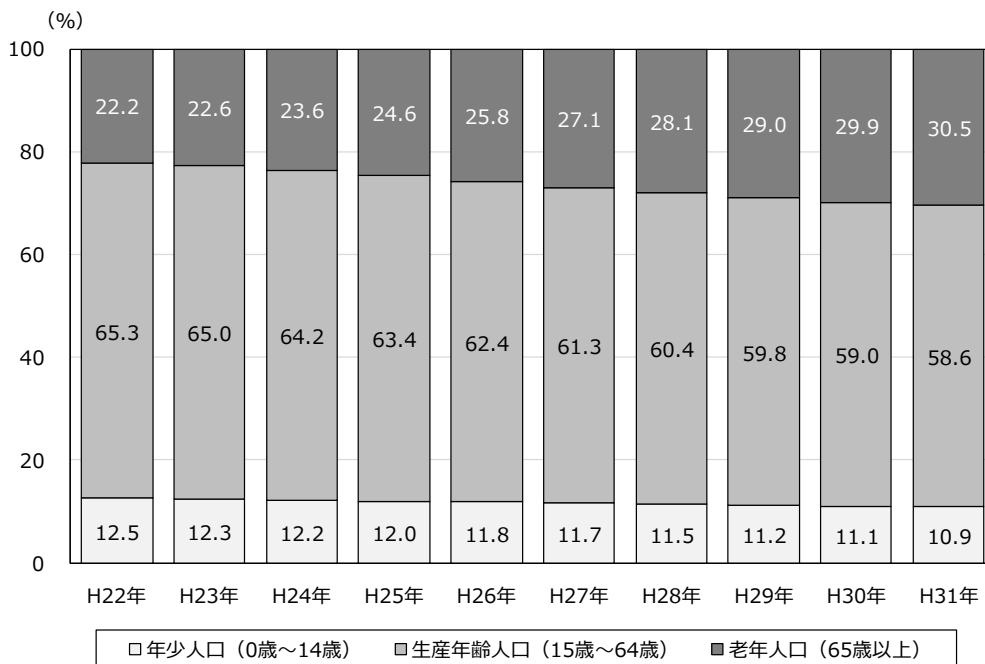
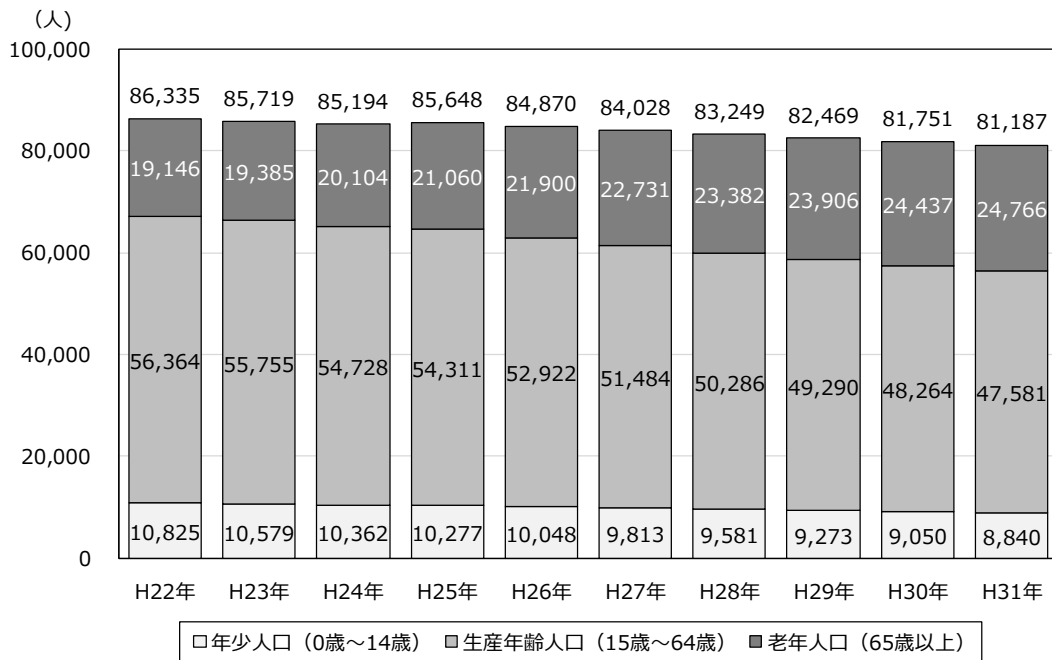
1. 人口・世帯等の状況

(1) 総人口・年齢階層別人口の推移

本市の人口は、年々減少傾向となっており、平成31年は81,187人となっています。

年齢階層別に見ると、65歳以上の人口が増加している一方で、15歳～64歳の生産年齢人口及び0歳～14歳の年少人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。

■ 総人口・年齢階層別人口の推移及び人口割合（行田市）

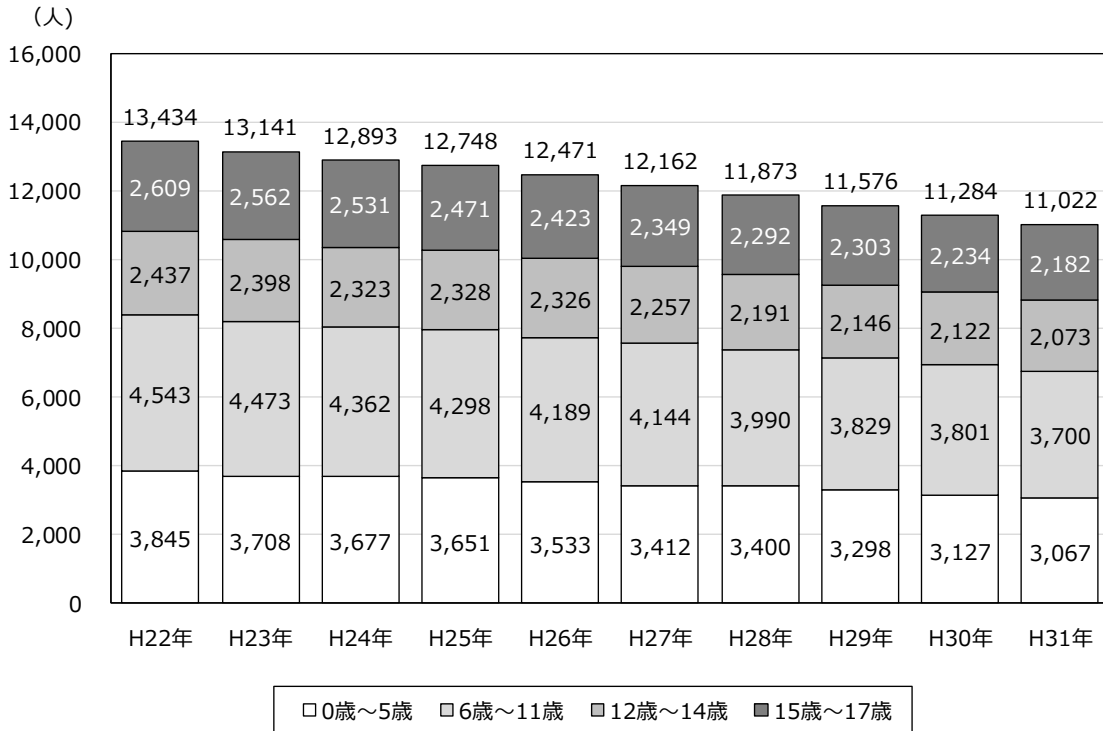


資料：「住民基本台帳」各年4月1日現在

(2) 子ども人口の推移と推計

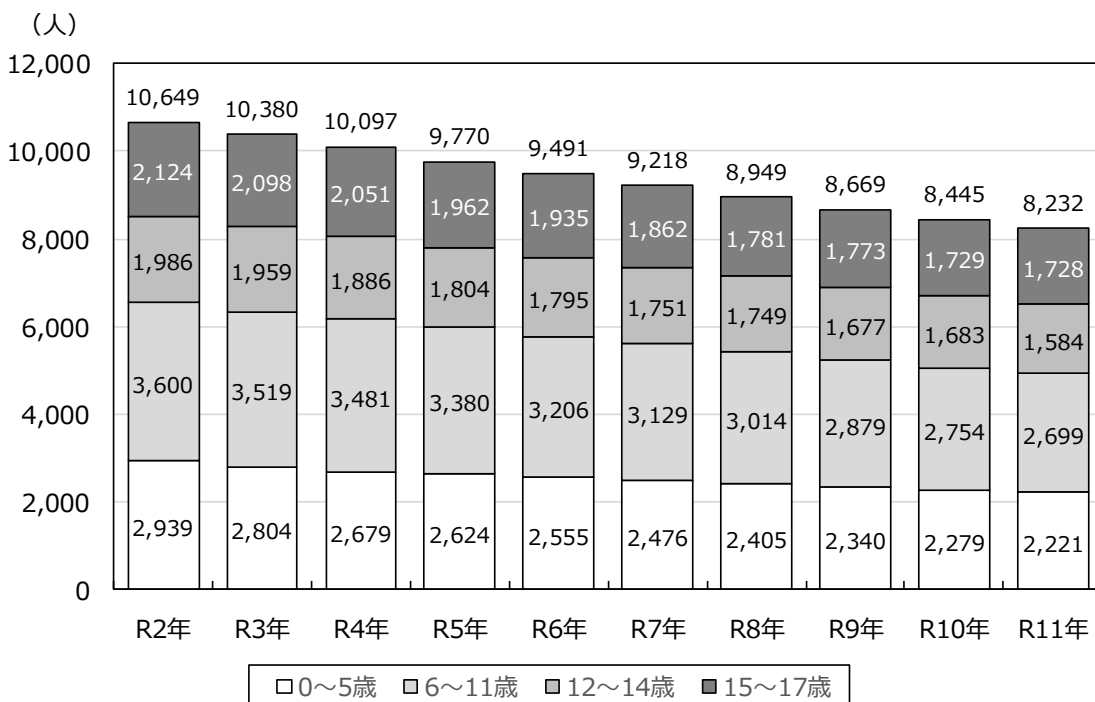
本市の子ども人口は、年々減少しており、平成31年の18歳未満の人口は11,022人となっています。子どもの将来推計人口は、今後も年々減少していくことが推測されます。

■子ども人口の推移（行田市）



資料：「住民基本台帳」各年4月1日現在

■子どもの将来推計人口（行田市）



資料：「住民基本台帳」より推計

■子どもの将来推計人口（0歳～11歳）

	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	423	409	397	384	373	360	352	344	336	326
1歳	454	438	424	412	399	388	375	367	359	351
2歳	462	459	443	429	417	404	393	380	372	364
3歳	467	470	467	451	437	425	412	401	388	380
4歳	554	471	474	471	455	441	429	416	405	392
5歳	579	557	474	477	474	458	444	432	419	408
0～5歳計	2,939	2,804	2,679	2,624	2,555	2,476	2,405	2,340	2,279	2,221
6歳	572	578	556	473	476	473	457	443	431	418
7歳	552	574	580	558	475	478	475	459	445	433
8歳	650	550	572	578	556	473	476	473	457	443
9歳	575	651	551	573	579	557	474	477	474	458
10歳	594	574	650	550	572	578	556	473	476	473
11歳	657	592	572	648	548	570	576	554	471	474
6～11歳計	3,600	3,519	3,481	3,380	3,206	3,129	3,014	2,879	2,754	2,699
合計	6,539	6,323	6,160	6,004	5,761	5,605	5,419	5,219	5,033	4,920

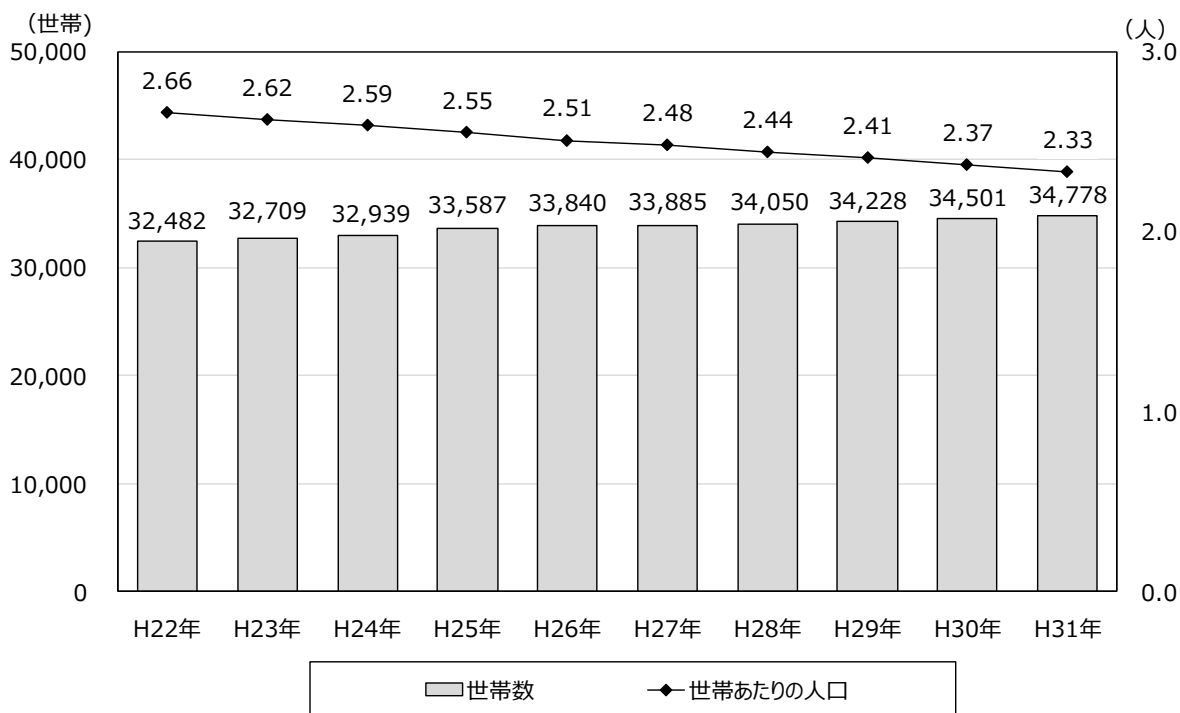
資料：「住民基本台帳」より推計

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は年々増加しており、平成31年には34,778世帯となっています。一方、世帯あたりの人員は年々減少しており、平成31年には2.33人となっています。

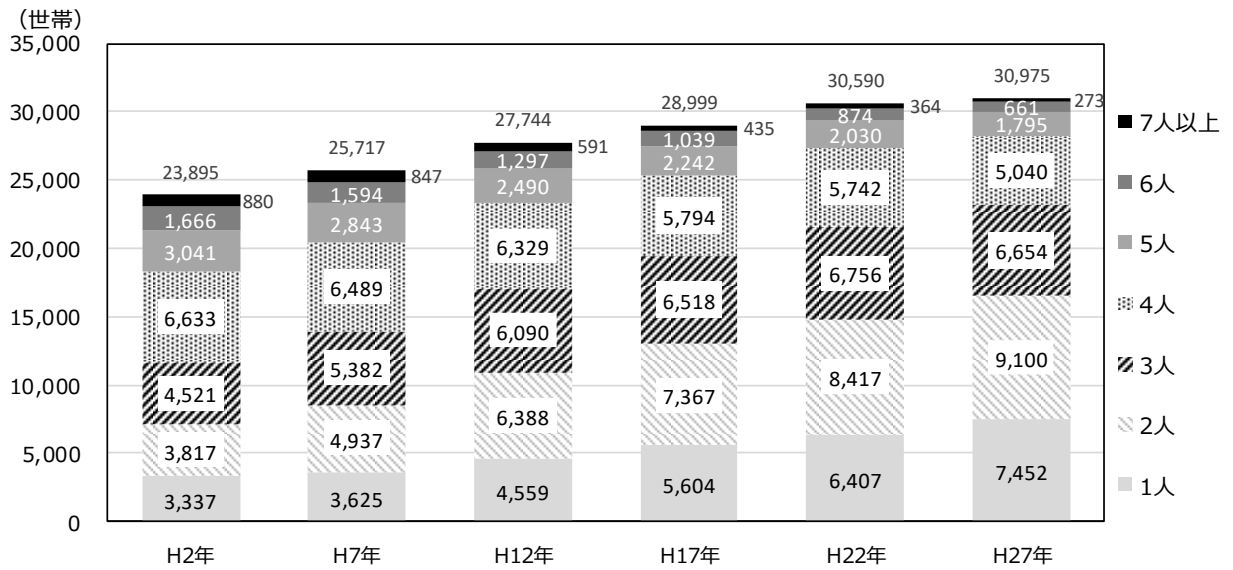
世帯人員別の構成比の推移を見ると、世帯人員3人までの世帯が増加していることがわかります。

■世帯数・世帯あたり人員の推移（行田市）

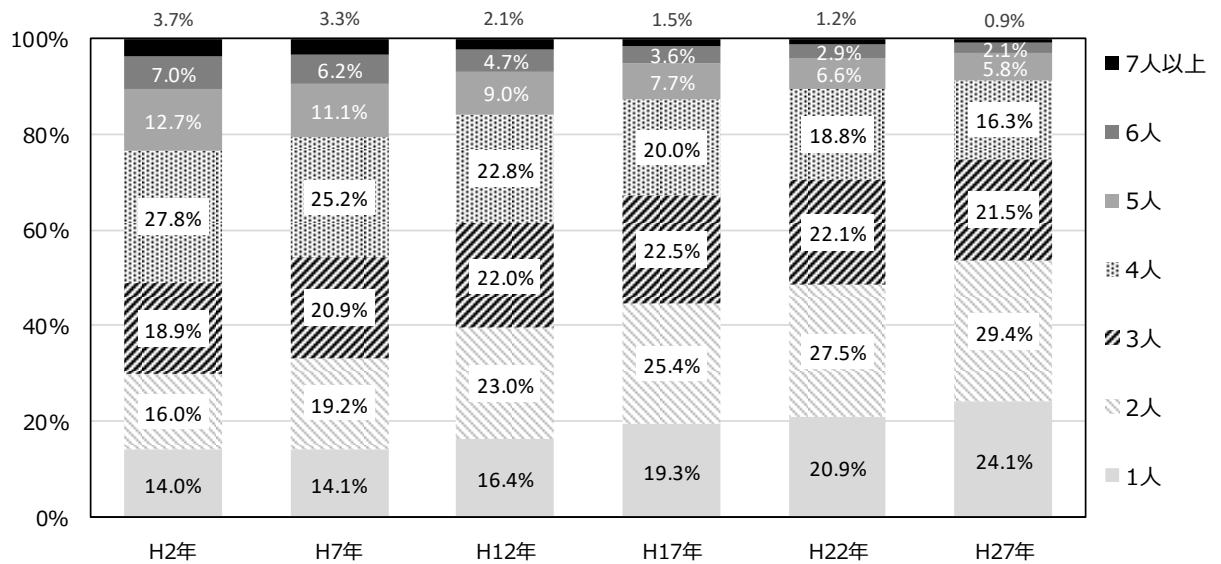


資料：「住民基本台帳」各年4月1日現在

■世帯人員別の世帯数の推移（行田市）



■世帯人員別の構成比の推移（行田市）

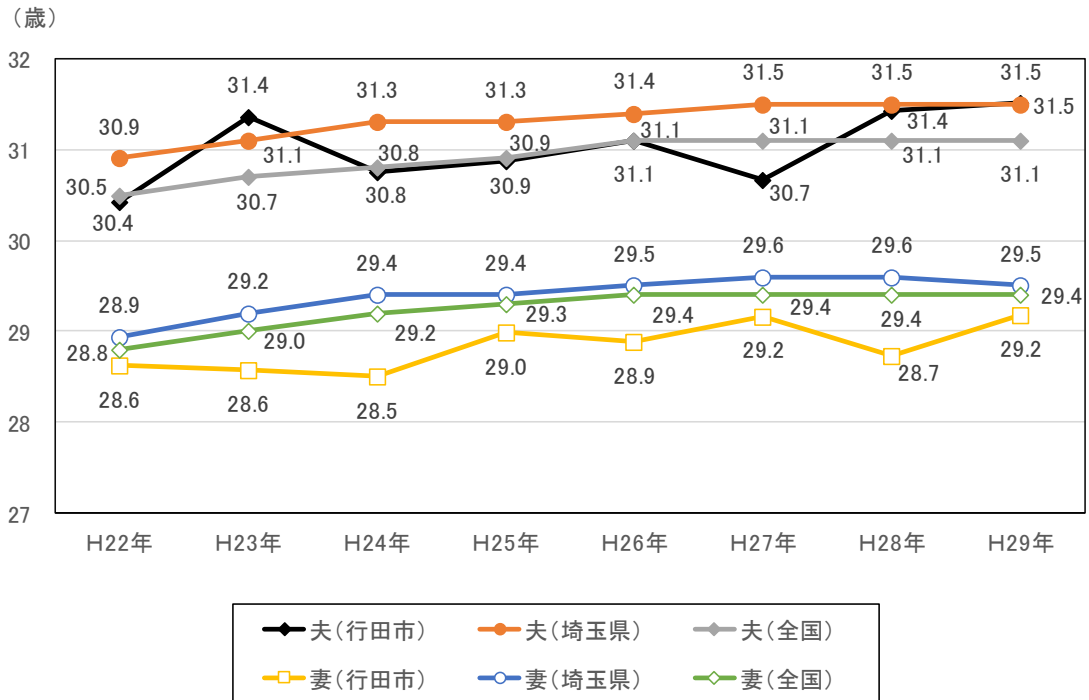


資料：「国勢調査」

(4) 平均初婚年齢の推移

本市の平均初婚年齢の推移を見ると、夫では、平成 27 年に 30.7 歳となりましたが、平成 28 年には再び上昇し、平成 29 年には 31.5 歳となっています。妻では、上昇と下降を繰り返し、平成 29 年には 29.2 歳となっています。国と県の平均初婚年齢の推移を見ると、男女ともに平成 26 年以降は横ばいとなっており、平成 29 年では、埼玉県で夫 31.5 歳、妻 29.5 歳となっています。

■平均初婚年齢の推移（行田市・埼玉県・全国）

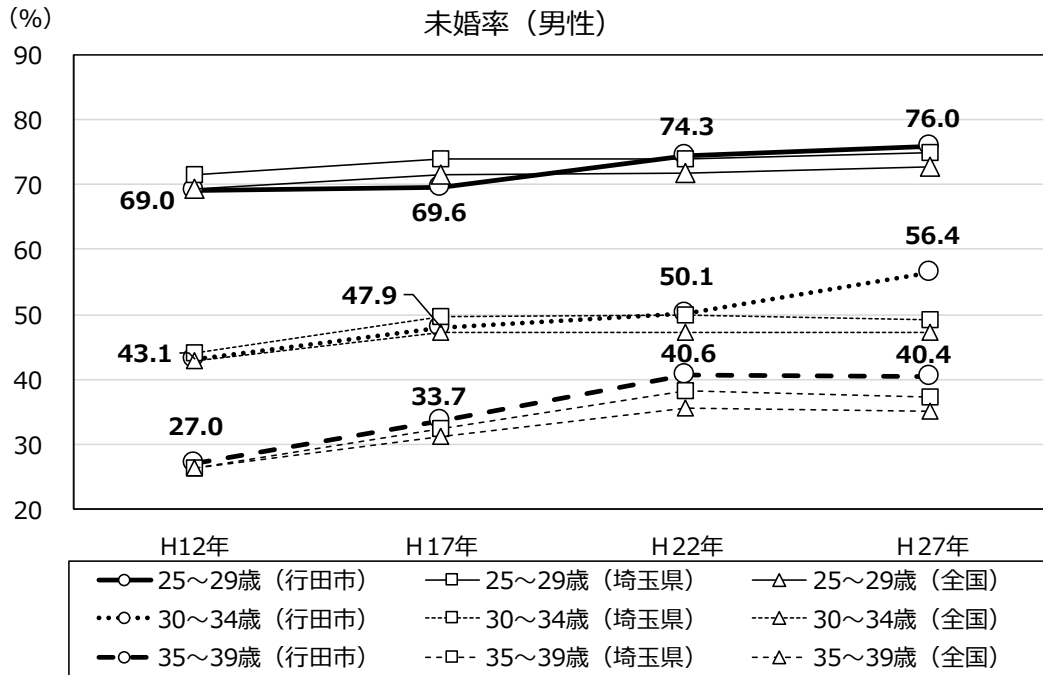


資料：「埼玉県人口動態総覧」

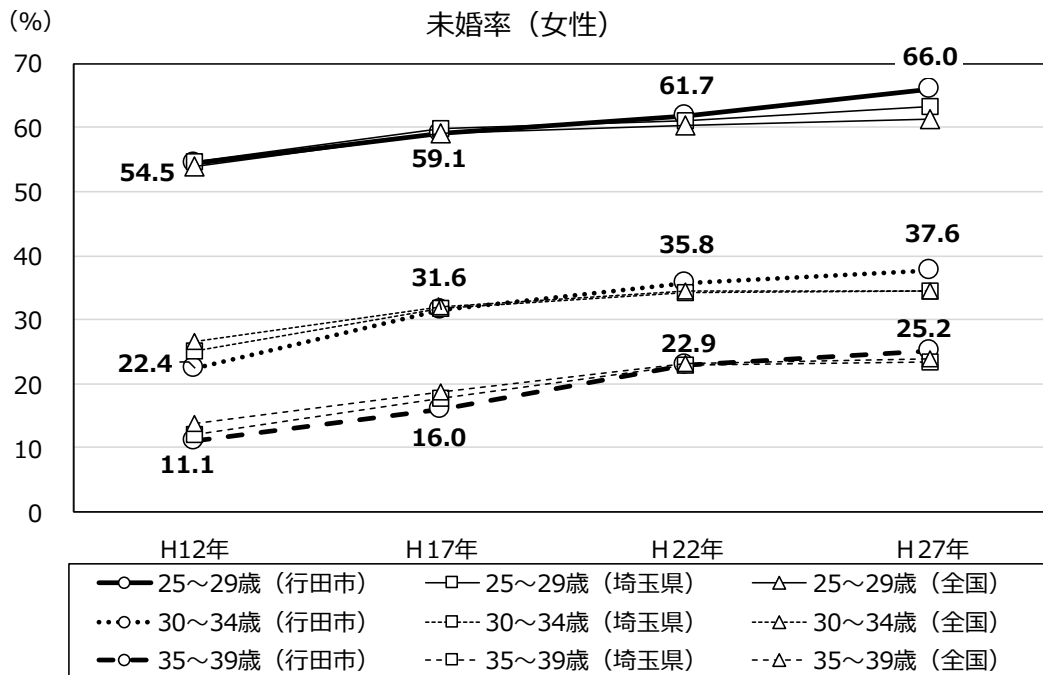
(5) 未婚率の推移

25～39歳の男女の未婚率は、平成22年まで本市、埼玉県、全国とも上昇が続いていましたが、平成22年から平成27年にかけて、埼玉県及び全国は横ばいもしくは緩やかな伸びとなった一方で、本市は男性の35～39歳を除き上昇が続いています。

■ 未婚率の推移（行田市・埼玉県・全国） ※行田市のみ数値を示しています



資料：「国勢調査」

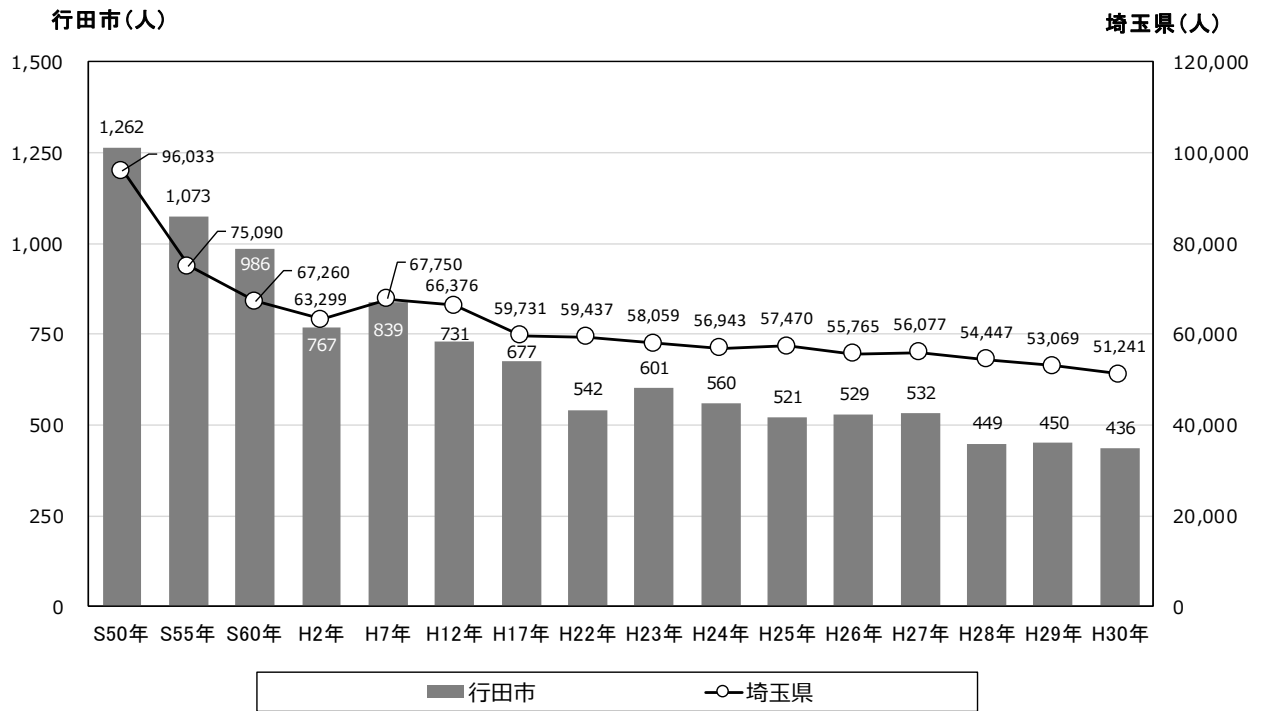


資料：「国勢調査」

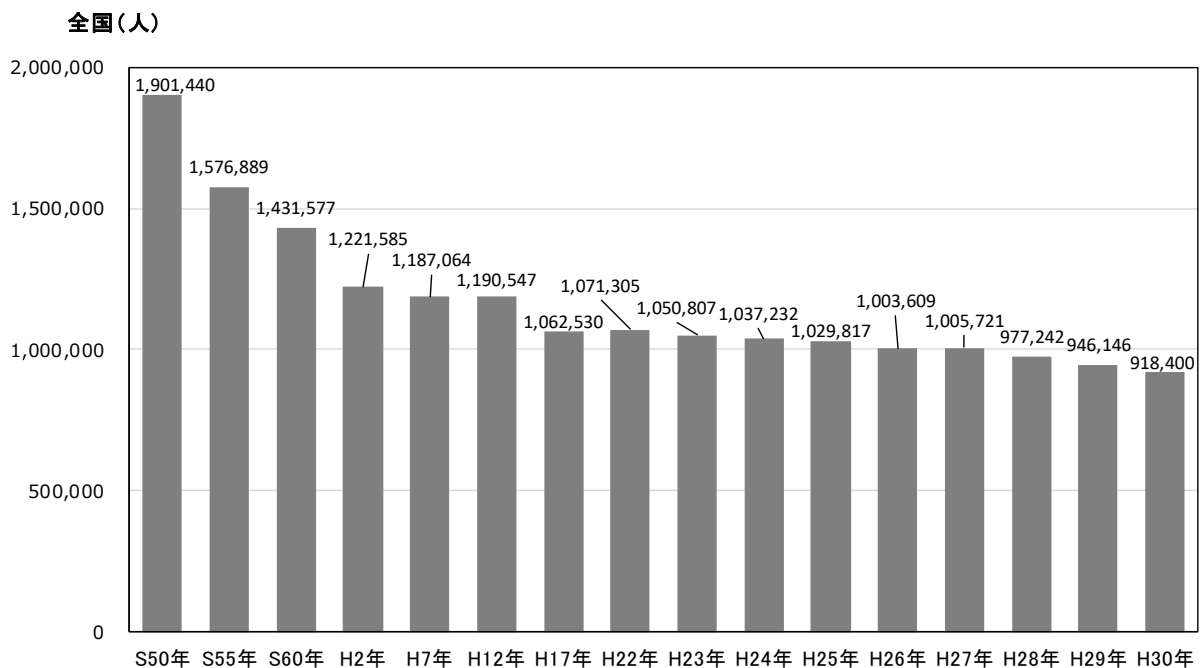
(6) 出生数の推移

出生数は本市、埼玉県、全国ともに減少傾向にあり、平成 28 年以降、本市では 450 人前後で推移しています。

■出生数の推移（行田市・埼玉県・全国）



資料：埼玉県「人口動態総覧」

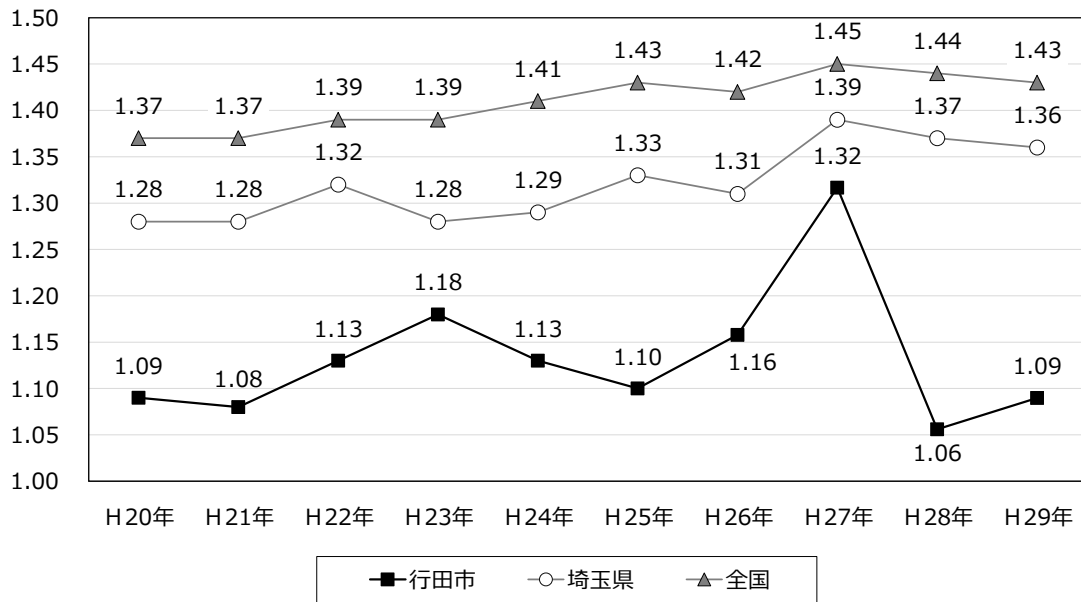


資料：厚生労働省「人口動態総覧」

(7) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、近年は 1.09 前後で推移しており、全国、埼玉県平均を下回る傾向が続いています。

■ 合計特殊出生率の推移（行田市・埼玉県・全国）

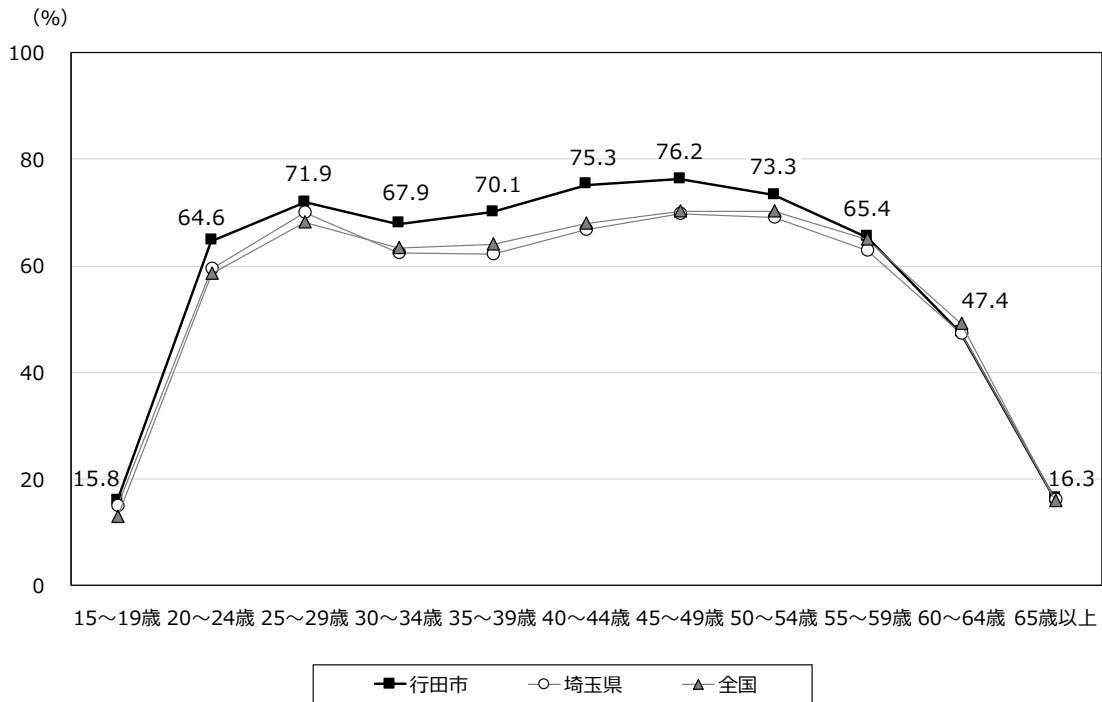


資料：「埼玉県人口動態総覧」

(8) 就業率

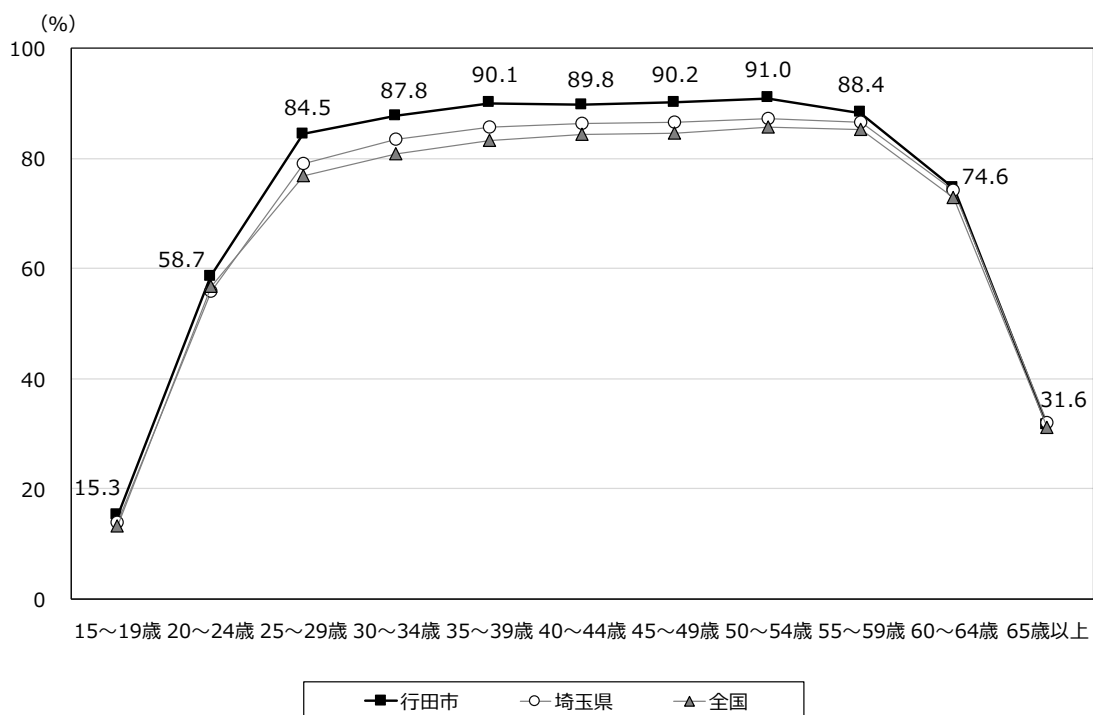
就業率を全国・埼玉県と比較すると、女性、男性ともに20～54歳で全国・埼玉県よりも高くなっています。傾向としては、女性は全国・埼玉県よりも緩やかなM字型を示しており、男性はほぼ同じ傾向となっています。

■女性の就業率（行田市・埼玉県・全国）



資料：「平成27年 国勢調査」

■男性の就業率（行田市・埼玉県・全国）



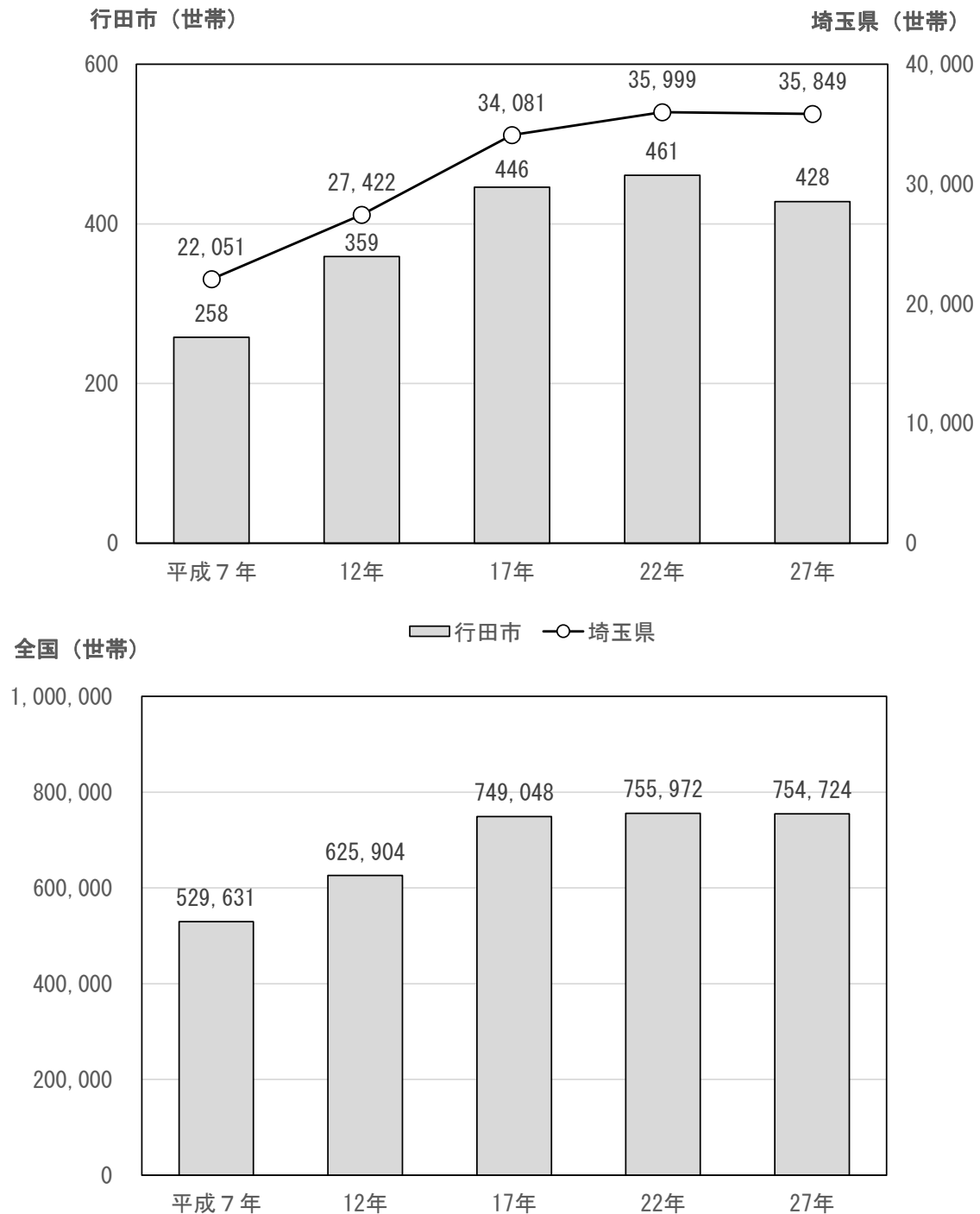
資料：「平成27年 国勢調査」

(9) 母子・父子家庭の世帯数の推移

母子家庭の世帯数は、本市、埼玉県、全国とも平成 22 年まで増加し、平成 27 年に若干減少しています。

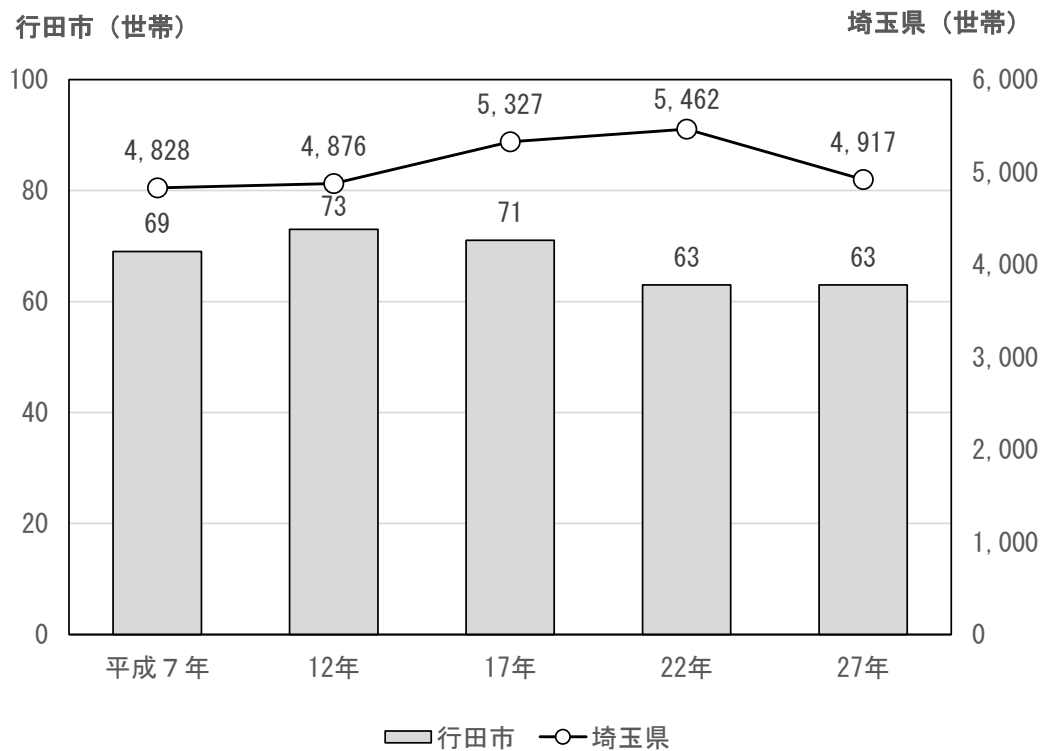
父子家庭の世帯数は、本市は平成 12 年、埼玉県は平成 22 年、全国は平成 17 年をピークにそれぞれ減少しています。

■ 母子世帯数の推移（行田市・埼玉県・全国）

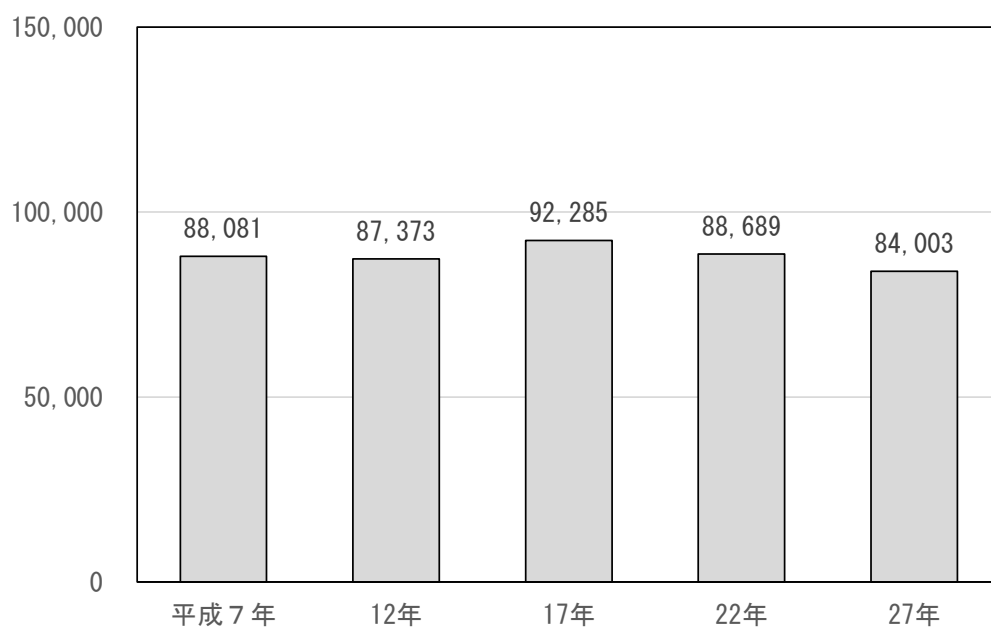


資料：「国勢調査」

■父子世帯数の推移（行田市・埼玉県・全国）



全国 (世帯)



資料：「国勢調査」

2. 子育て支援サービスの状況

(1) 認可保育園の状況

平成31年4月現在、市内には認可保育園等が12箇所（公立3・私立9）あります。定員数1,110名に対して、園児数は1,077名（公立229名・私立848名）となっています。

■保育園（公立：3、私立：9）

（平成31年4月1日現在）

保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
持田保育園	公立	生後6か月～	90	93
長野保育園	公立	生後6か月～	90	82
南河原保育園	公立	生後6か月～	60	54
若葉保育園	私立	生後4か月～	130	120
和光保育園	私立	生後6か月～	130	122
白鳩保育園	私立	生後2か月～	60	71
ホザナ保育園	私立	生後3か月～	110	123
太井保育園	私立	生後2か月～	90	94
太田保育園	私立	生後2か月～	100	95
小羊チャイルドセンター	私立	生後2か月～	70	66
埼玉保育園	私立	生後6か月～	90	78
幼保連携型認定こども園 行田こども園（保育部分）	私立	生後6か月～	90	79
計			1,110	1,077

資料：子ども未来課

(2) 地域型保育事業所の状況

平成31年4月現在、市内には地域型保育事業所が5箇所あります。定員数58名に対して、児童数は58名となっています。

■家庭的保育室（私立：2）、小規模保育施設（私立：3）

（平成31年4月1日現在）

保育室名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）	施設類型
長澤家庭保育室	私立	生後6か月～2歳	3	3	家庭的
あゆみ保育園	私立	生後2か月～2歳	5	5	家庭的
たけのこ保育室	私立	生後6か月～2歳	12	14	小規模
こどものみらい保育園	私立	生後6か月～2歳	19	17	小規模
きらめきの森保育園	私立	生後6か月～2歳	19	19	小規模
計			58	58	

資料：子ども未来課

(3) 幼稚園の状況

令和元年5月現在、市内には幼稚園等が9箇所あります。定員数 2,300 名に対して、園児数は 1,250 名となっています。

■ 幼稚園（私立：9）

（令和元年5月1日現在）

幼稚園名	公・私	受入年齢	定員（名）	園児数（名）
ホザナ幼稚園	私立	3～5歳	175	54
老本幼稚園	私立	3～5歳	520	196
富士見ヶ丘幼稚園	私立	3～5歳	140	65
やなぎ幼稚園	私立	3～5歳	280	301
やごう幼稚園	私立	3～5歳	320	203
まつたけ幼稚園	私立	3～5歳	320	289
行田幼稚園	私立	3～5歳	210	78
南河原幼稚園	私立	3～5歳	320	62
幼保連携型認定こども園 行田こども園（教育部分）	私立	3～5歳	15	2
計			2,300	1,250

資料：（教）教育総務課、子ども未来課

(4) 学童保育の状況

平成31年4月現在、市内には学童保育室が17箇所（公立16・民間1）あります。定員数796名に対して、在籍児童数は771名（公立751名・民間20名）となっています。

■学童保育室

（平成31年4月）

施設名	場所	公・民	定員（名）	児童数（名）
中央学童保育室	中央小学校敷地内	公設	60	59
西学童保育室	西小学校校舎内	公設	70	70
東第一学童保育室	東小学校校舎内	公設	36	36
東第二学童保育室	東小学校敷地内	公設	60	60
北第一学童保育室	北小学校体育館内	公設	36	36
北第二学童保育室	谷郷 2486-3	公設	46	46
さくら学童保育室	桜ヶ丘小学校敷地内	公設	45	45
南第一学童保育室	南小学校校舎内	公設	40	39
南第二学童保育室	南小学校敷地内	公設	44	44
太田西学童保育室	太田西小学校校舎内	公設	49	49
泉太井学童保育室	泉小学校敷地内	公設	55	55
埼玉学童保育室	埼玉小学校敷地内	公設	48	46
南河原学童保育室	南河原支所内	公設	70	66
下忍学童保育室	下忍小学校敷地内	公設	36	30
荒木学童保育室	荒木小学校敷地内	公設	34	33
みずしろ学童保育室	児童センター内	公設	37	37
太井学童保育室	棚田町 1-58-10	民設	30	20
計			796	771

資料：子ども未来課

(5) ショートステイ・トワイライトステイの状況

平成31年4月現在、市内にはショートステイ及びトワイライトステイの実施施設が各2箇所あります。定員はショートステイが合わせて6名、トワイライトステイが合わせて6名です。平成30年度の延べ利用児童数はショートステイが合計9名、トワイライトステイが合計336名となっています。

■ショートステイ（原則7日以内）（私立：2）（平成31年4月）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私立	生後6週間～2歳未満の児童	3	延べ2
児童養護施設「ケヤキホーム」	私立	2歳～18歳未満の児童	3	延べ7

■トワイライトステイ（原則6か月以内・午後10時まで）（私立：2）（平成31年4月）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私立	生後6週間～2歳未満の児童	3	0
児童養護施設「ケヤキホーム」	私立	2歳～18歳未満の児童	3	延べ336

資料：子ども未来課（※平成30年度実績値）

(6) 地域子育て支援拠点施設の状況

平成31年4月現在、市内には地域子育て支援センターが2箇所、つどいの広場が5箇所あります。子育て親子が自由に遊び、交流できる場を提供するほか、子育てに関する相談や市が実施する子育て支援サービスの情報提供を行っています。

■地域子育て支援センター（平成31年4月）

施設名	対象	開設日	開設時間
きっずプラザ あおい	就学前の児童とその保護者	毎日 (火曜日は屋外公園のみ利用可)	午前8時30分～午後5時
なごみ（和光保育園併設）	おおむね3歳未満の児童とその保護者	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～午後3時

■つどいの広場（平成31年4月）

施設名	対象	開設日	開設時間
はすのこ（児童センター内）	おおむね3歳未満の児童とその保護者	火・木・土曜日 (国民の祝日を除く)	午前9時～午後2時
ひがし（東第二学童保育室）		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	
みなみかわら（老人福祉センター南河原荘隣）		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	
さくら（さくら学童保育室）		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	
さきたま（埼玉学童保育室）		火・水・木曜日 (国民の祝日を除く)	

資料：子ども未来課

(7) その他子育て相談事業の状況

平成31年4月現在、市内におけるその他の子育て相談事業として2事業を行っています。子どもに関する悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行等について、家庭児童相談員が相談をお受けする家庭児童相談室や子育ての悩みや不安を仲間同士で話しあう子育て談話室（たんぼぼ）等、子育て親子が交流できる場や身近に相談できる場を提供しています。

■子育て相談事業

（平成31年4月）

事業名	対象	開設日	場所	開設時間
家庭児童相談室	18歳未満の児童の保護者等	月～金曜日	子ども未来課内	午前8時30分～午後4時 （正午～午後1時を除く）
子育て談話室「たんぼぼ」	乳幼児とその保護者	開催日は年度ごとに決定 （隔月1回）	総合福祉会館	午前10時～午前11時45分

資料：子ども未来課

(8) 病児・病後児保育事業の状況

平成31年4月現在、市内には病児・病後児保育施設が1箇所（私立）あります。定員は8名で、平成30年度の延べ利用児童数は617名となっています。

■病児・病後児保育施設（私立：1）

（平成31年4月）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
げんきキッズ	私立	小学校3年生まで	8	延べ617

資料：子ども未来課（※平成30年度実績値）

(9) ファミリー・サポート・センターの状況

平成31年4月現在、市内にはファミリー・サポート・センターが1箇所あります。育児の援助を受けたい方や育児の援助を行いたい方を会員として、会員間による育児の相互援助活動を支援しています。平成30年度末の延べ利用者数は4,838名となっています。

■ファミリー・サポート・センター

（平成31年4月）

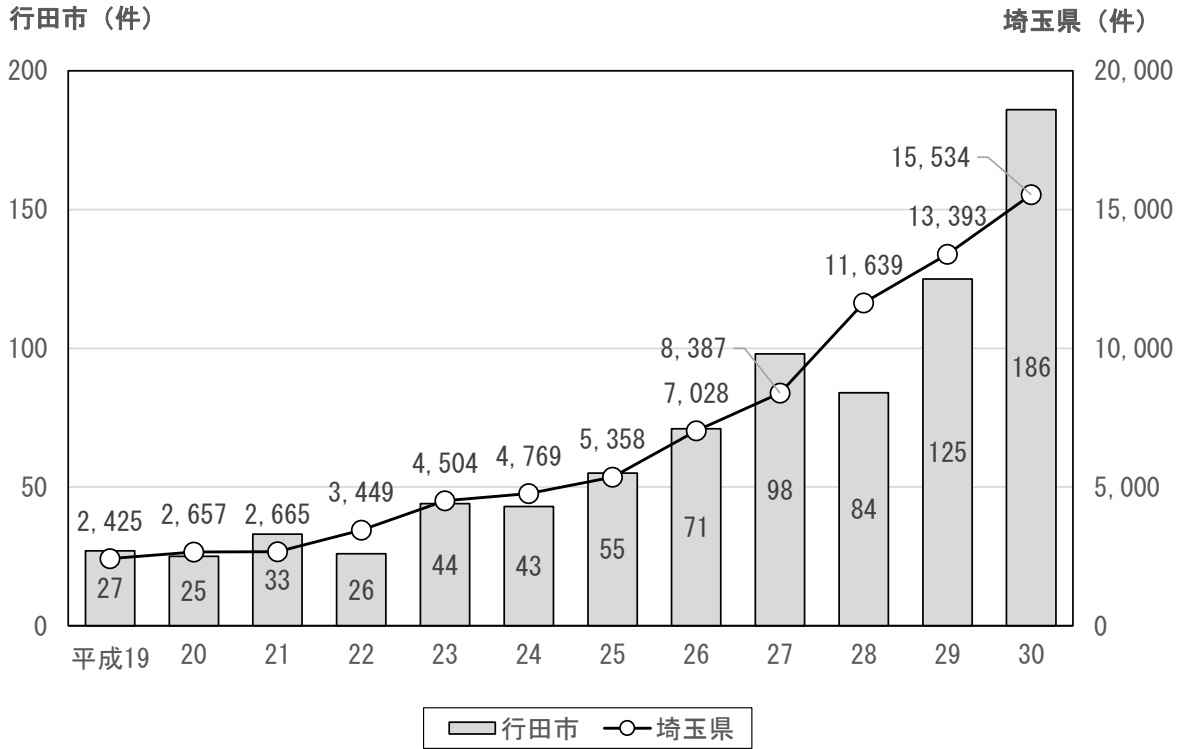
施設名	対象	援助時間等	利用者数（名）
ファミリー・サポート・センター	生後6か月～12歳の児童	午前7時～午後7時	延べ4,838

資料：子ども未来課（※平成30年度実績値）

(10) 児童虐待相談受付件数の推移

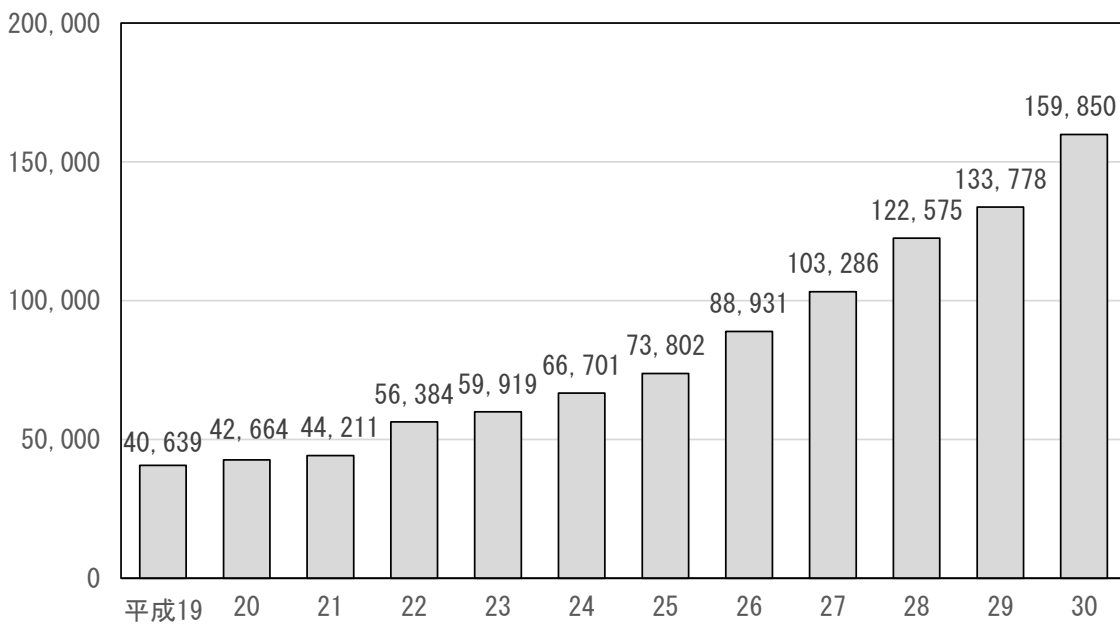
児童虐待相談件数は、本市、埼玉県、全国とも年々増加傾向にあります。

■児童相談所における児童虐待相談受付件数の推移（行田市・埼玉県・全国）



資料：「熊谷児童相談所（行田市）、埼玉県福祉部こども安全課統計資料（埼玉県）」

全国 (件)



資料：厚生労働省「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について」

第3章

計画の基本的考え方



1. 基本理念

子どもと親が笑顔で安心してらせるまち ぎょうだ

男女ともに働き方も含めたライフスタイルの多様化が進むにつれ、晩婚化・非婚化の加速が続いているほか、核家族化の進行により、家庭や地域において人と人とのかかわりあいの希薄化が進んでいます。少子化は、子育て中の家庭が、子育ての不安や悩みを持ったまま孤立化し、子育ての負担感が増大していることが、理由の一端だといわれています。

このような中、子どもを安心して生み育てられ、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築には、妊娠期から切れ目のない支援が求められています。子育てについての第一義的責任は保護者にありますが、家庭・学校・地域・企業・行政等、本市の全ての人が、温かい交流・連帯によるコミュニティ意識のもと、子どもの視点を大切にしながら子どもの社会性の向上や自立を支援し、かつ子育てに伴うよろこびを共有できるよう、第一期計画の基本理念「子どもと親が笑顔で安心してらせるまち ぎょうだ」を本計画においても継承し、計画を推進します。

2. 基本的視点

本計画では、基本理念に基づき、具体的に子ども・子育て支援を推進していくため、次の3つの視点を基本的視点とします。

① 子どもの視点を大切にし、健やかな成長と社会性の向上や自立を支援します。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は変化していますが、子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であるとともに、次代の社会を支える重要な役割を担っています。

子育てに関わる施策により、大きく影響を受けるのは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

子どもの視点を大切にし、全ての子どもが豊かな心とたくましく生きる力、自己肯定感を育みながら成長し、自立できるよう支援します。

② 子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを実感できるよう支援します。

子どもの健やかな成長にとって、保護者の果たす役割は重要なものです。しかし、保護者が子育てに対する負担や不安を感じたり、自覚や責任に欠けたり、母親に負担が大きくなるなどの状況があります。

保護者が子育ての第一義的責任を有するということを前提としつつ、協力して助け合いながら、保護者としての成長も支援し、子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを実感できるよう支援します。

③ 地域で子育て家庭を支えあえるよう支援します。

子どもがのびのびと育つ地域社会とするためには、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子育て家庭が子育てしやすい環境の整備が必要です。

これからの世代を担う子どもたちの成長を、家庭での養育力の低下や児童虐待の増加、地域の繋がりの希薄化等、親や地域の問題にするのではなく、本市の全ての人々の温かい交流・連帯によるコミュニティ意識のもとに、地域全体で支えあうことができるよう支援します。

第4章 施策の展開

1. 計画の体系

計画の基本理念に基づき、子ども・子育て支援を推進していくため、基本目標を次の7つとします。

基本理念や基本目標、また、これらを実現していくための施策を体系化すると、下図のようになります。

基本理念	子どもと親が笑顔で安心してくらせるまち ぎょうだ
基本的視点	①子どもの視点を大切にし、健やかな成長と社会性の向上や自立を支援します。 ②子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを実感できるよう支援します。 ③地域で子育て家庭を支えあえるよう支援します。

基本目標	施策
1. 地域における子育ての支援	1-1 身近な子育て支援体制の充実
	1-2 子育て支援サービスの充実
	1-3 教育・保育の充実
	1-4 子どもの健やかな成長への支援
2. 子どもの健康増進	2-1 子どもや母親の健康の確保
	2-2 思春期保健対策の充実
	2-3 食に対する意識の向上
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備	3-1 家庭や地域の教育力の向上
	3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	3-3 次の世代の親育て
4. 子育てを支援する生活環境の整備	4-1 良好な居住環境の整備
	4-2 子育て・子育てにやさしいまちづくりの推進
5. 職業生活と家庭生活との調和の推進	5-1 仕事と子育ての調和支援
6. 子どもの安全確保	6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	7-1 児童虐待防止対策の充実
	7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進
	7-3 障がいのある子ども達の多様なニーズに応える施策の充実
	7-4 子どもの貧困対策の推進

2. 施策の展開

子ども・子育て支援を推進し、基本理念と基本目標を実現するため、以下の施策を展開していきます。

基本目標1 地域における子育ての支援

施策1-1 身近な子育て支援体制の充実

市の窓口のほか、地域における子育て支援拠点や教育・保育施設等で、子育てに関する多様な悩みや不安に専門職や経験豊かな人材が対応します。

また、市の広報やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、子育て中の保護者が利用しやすい様々な媒体を用いての情報提供や情報ネットワーク体制の充実を図ります。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 身近な相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て談話室「たんぼぼ」をはじめとした身近に相談できる場所についての充実を図ります。 子育て包括支援センターによる妊娠、出産、育児までの包括的相談体制の充実を図ります。 子育て支援団体の育成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て談話室を継続して実施します。 子育て包括支援センターに、助産師、保健師等の専門職を配置し、相談に応じます。 子育てサポーター養成講座を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課 子ども未来課 保健センター ひとつくり支援課
(2) 地域における子育て支援拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市内7箇所の保育園・児童センター等に設置した「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」において、育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成等、地域における子育て支援を推進します。 地域子育て支援拠点事業の内容の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点等における相談事業の実施のほか、子育てサークルに対する支援を行います。 地域子育て支援拠点において、こそだて応援訪問事業を継続して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来課
(3) 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する様々な内容を盛り込んだ子育てガイドブックを作成します。 市の広報やホームページを通じて、子育て支援に関する最新の情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育・保育無償化を含めた新たな子育てガイドブックを作成します。 継続して、市民に子育て情報を発信します。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来課
(4) 情報ネットワーク体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 保育協議会や民生委員・児童委員連合会等、子育てに関する機関の情報交換の場となる子育て支援ネットワーク会議を開催します。 関係機関との連携強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き会議を開催するほか、関係機関とは連絡調整を密にし、連携強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来課

施策1-2 子育て支援サービスの充実

地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、学童保育や放課後子ども教室等に、子どもたちが楽しく参加できるよう環境整備に努めます。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 地域における支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園等への送迎や一時的な預かり等、育児についての助け合いを進めるため、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。 ・ 保護者の疾病や残業等により家庭での養育が困難な場合に対応するため、ショートステイ事業やトワイライトステイ事業、一時預かり事業等を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センター事業を推進し、会員間における相互援助活動を啓発します。 ・ ショートステイ事業、トワイライト事業、一時預かり事業を実施し、保護者の就労等を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども未来課
(2) 学齢期の放課後支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童保育室への需要に対応するため、特に不足地域での必要な学童保育室の整備を進めます。 ・ 様々な体験活動を通して、子どもたちの心が健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後子ども教室を実施します。 ・ 学童保育室を利用する子どもも放課後子ども教室の活動に参加できるよう、学童保育室と放課後子ども教室の職員や関係者の連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童保育室の需要は地域的な偏りも見られるため、需要の高い地域から低い地域への児童の送迎等、学童保育室の整備だけではなく多角的に待機児童の解消を目指します。 ・ 各小学校との連携を深めながら放課後子ども教室のさらなる実施校の拡大に向けて推進します。また、実施校における活動日数の拡大や、外部人材等を活用した活動内容の充実を図ります。 ・ 放課後子ども教室のスタッフと学校、学童保育室との連携を図り、「各校地域実行委員会」の実効性を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども未来課 ・ ひとつくり支援課

施策1-3 教育・保育の充実

保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるように、多様なニーズ、就労形態に対応するため、教育・保育における質、量の両面を充実させるとともに、待機児童が生じないよう努めます。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 教育・保育施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童の解消を図ります。 ・ 認定こども園や新制度幼稚園への移行を希望する民間の保育園や幼稚園に対して、助言と検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減少傾向にある本市の子どもの人口の推移に注視し、適切な量の見込みから、必要な施設の維持と確保を通じ、待機児童の解消に努めます。 ・ 民間の保育園や幼稚園に対し、必要な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども未来課
(2) 多様で良質な保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育については、現在の充足されている状況を維持できるよう運営を支援します。 ・ 多様化する保育ニーズに対応できるよう、保育士の資質の向上を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育の充足が継続されるよう運営を支援します。 ・ 保育の質の確保・向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども未来課

施策1ー4 子どもの健やかな成長への支援

子どもの健やかな成長・発達を支援するため、幼児や児童が気軽に運動を楽しめる環境整備づくりを進めるほか、子どもたちと高齢者との世代間交流を行い、子どもの心と体の成長を図ります。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 地域ぐるみの児童健全育成体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校と警察等が連携を図りながら、地域ぐるみの非行防止活動に努め、魅力ある学校づくりを推進します。 ・児童センター事業の充実を図り、遊びを通じた児童の健康増進と情操の育成を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報交換等を行い、連携を強化していきます。 ・児童センターにおいて、イベントの実施や健康増進につながる遊具を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課 ・子ども未来課
(2) 総合的なスポーツ等の環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも誰でも気軽にスポーツが楽しめる環境整備を進めます。 ・地域子育て支援拠点において、就学前の子どもの健康増進を図ることができるよう、環境整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が身近なところでスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる機会をより多く提供するため、体育施設の整備・充実と効率的な活用を図ります。 ・地域子育て支援拠点の園庭遊具を定期的に点検し、就学前の子どもの健康増進につながる遊具を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興課 ・子ども未来課
(3) 世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、地域子育て支援拠点での、子どもと地域の高齢者の遊びを通じたふれあいや、世代間交流を図ります。 ・図書館での高齢者ボランティアによる絵本の読み聞かせ等により、世代間交流を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点においてふれあいサロンを実施します。 ・高齢者ボランティアの方から昔話等を聞いたり、昔の遊びや簡単な工作を一緒に楽しんだり、世代間交流を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来課 ・図書館

基本目標2 子どもの健康増進

施策2-1 子どもや母親の健康の確保

子どもの成長や発達に応じた子育ての不安や悩みに気軽に相談できる体制を整えるほか、正しい子育て知識の普及啓発及び疾病の早期発見や保健指導等に努め、健やかな子どもの成長、健康の増進に努めます。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 妊娠・出産に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊に悩む夫婦が不妊治療を受けることによる経済的負担を軽減し、治療を受ける機会の増加を図ります。 ・母子健康手帳の交付時にアンケートを実施し、母子の状況把握に努めます。 ・妊婦健康診査の公費負担を維持します。 ・ママ・パパ教室等により、初妊婦とその家族が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援を行います。 ・各種事業を継続するとともに、参加者の声を取り入れながら事業内容の改善を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ママ・パパ教室や各事業をアンケートにより、ニーズを把握し、行政の役割や目的を明確化するとともに、教室内容を改善しながら実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター
(2) 母子保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムを活用し、妊娠・出産・育児期の子どもと家族の状況把握に努めます。 ・保健師、助産師、看護師、歯科衛生士等の専門職を登録し、母子の健康支援に活かします。 ・乳幼児の年齢に応じた各種健診を実施し、疾病や障がい及び虐待の早期発見、早期対応と育児不安の軽減を図ります。 ・健診で経過観察になった乳幼児や、発達や育児において不安がある幼児を持つ保護者を対象にした相談体制を充実し、医療機関受診の勧奨等必要な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦情報と出生児情報を連携し、情報を一体的に管理、分析することで切れ目のない支援を行います。 ・乳幼児相談や発達専門相談等各種健診を今後も実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター
(3) 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間の医療体制や当番医の確保、第二次小児救急医療体制の充実を図ります。 ・医療に関する相談体制や情報提供の充実を図ります。 ・保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費助成を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間の医療体制及び第二次小児救急医療体制を維持します。 ・「埼玉県AI救急相談」を周知するとともに、18歳までの子ども医療費の助成を維持します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター ・保険年金課

施策2-2 思春期保健対策の充実

子どもが抱える悩みが多様化、深刻化する傾向も見られることから、子ども一人一人に対してきめ細かく対応するために、学校だけでなく多様な専門家の支援による相談体制をつくるほか、健康教育事業を推進し、思春期保健対策の充実を図ります。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 健康教育事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の心身の発達に応じた健康教育を進めます。 ・ 医師会、薬剤師会等の関係機関と連携して、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止教育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「行田版体育必携」等を活用し、引き続き関係機関と連携しながら必要な教育を実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育課
(2) 思春期相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談や子どもの心の問題に悩む親からの相談は、教育研修センター及び家庭児童相談室で対応します。 ・ 悩みを抱える子どもの相談には、教育研修センターや、さわやか相談員、家庭児童相談員、又はこころの相談事業等で対応します。いじめに対しては、「いじめそうだんホットライン」や家庭児童相談室で対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒及び保護者の方が相談しやすく、また、学校での対応が適切になされるよう、教育相談体制の一層の充実を図っていきます。 ・ 家庭児童相談室を継続して設置し、保護者からの相談に対応していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研修センター ・ 学校教育課 ・ 子ども未来課

施策2-3 食に対する意識の向上

乳幼児の望ましい食習慣を形成するため、子どものいる家庭の保護者を対象に離乳食教室や栄養相談を行い、家庭における食育の推進、食に対する意識の向上を図ります。

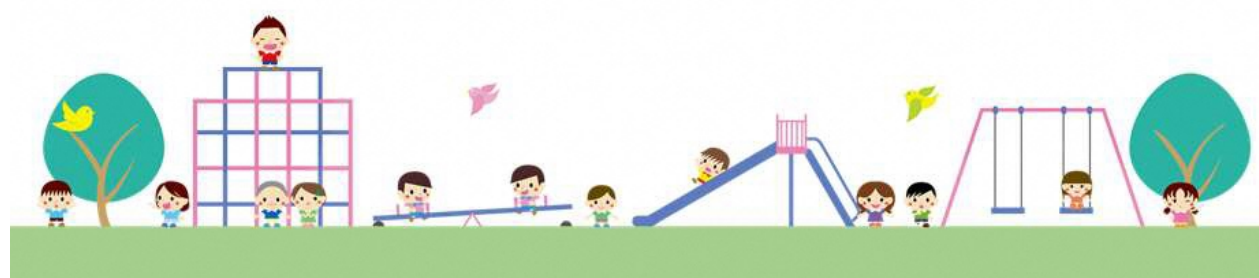
施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 食育事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「行田市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、子どもたちの食に対する意識の向上を図ります。 ・ 保育園・幼稚園・学校において、「食育」について学ぶ機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食や栄養の重要性を広めるために、食育に関する事業を展開するとともに、参加が増えるように実施方法・周知方法を検討しながら、事業を実施していきます。 ・ 学校等において、献立表、給食だよりや保健だより等を通じて「食」の情報を発信し、「食育」について学ぶ機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センター ・ 学校教育課 ・ 子ども未来課
(2) 乳幼児期の食生活に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離乳食についての集団指導や離乳食教室を実施し、離乳食に関する保護者の不安の軽減とスムーズな離乳食の開始を図ります。 ・ 乳幼児期の各種健診時等における栄養相談や個別の乳幼児相談等を通じて、食生活や発育への不安や問題に対する情報提供及び支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理栄養士等による離乳食教室や栄養相談を継続する中で、参加者アンケート等により内容を見直しながら、事業を実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センター

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備

施策3-1 家庭や地域の教育力の向上

身近な地域で親子交流の場や、子育ての悩みを共感する様々な機会を設け、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・10か月児相談時に実施するブックスタート事業を通じて、家庭における情操教育を促します。 ・乳幼児健診時に年齢に応じた学習に関する資料の配布や、子育て講座の充実により、家庭教育についての意識向上を図ります。 ・就学時健診時や、PTA・保護者会等の機会を活用し、家庭教育に関する講話や意見交換を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10か月児相談時にブックスタート事業を実施します。 ・乳幼児健診時以外の保健を主旨とした子育て講座の開催を新たに検討します。 ・就学時健診時や、PTA・保護者会等における意見交換会を円滑に開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館 ・保健センター ・学校教育課
(2) 地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの子育て支援活動に、自らの子育て体験を活かそうとする様々な世代の方々を対象とした、知識や技量を高める研修講座を実施し、実践活動の推進を図ります。 ・講座終了後に主体的に活動できる場所の拡充を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育てサポーター養成講座」の講座内容の充実を図り、新規参加者の増加に向けた広報活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとつくり支援課
(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市体育協会の自主的な企画運営により、地域に密着した生涯スポーツの推進を図り、健全な心身の成長を促します。 ・各種研修・講習を継続し、多種多様化するスポーツ活動に対応するため、スポーツ指導者の養成と資質向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも気軽に参加できる持続可能な生涯スポーツ活動を推進するとともに、多様化するスポーツニーズに対応できる専門性の高い指導者の育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興課



施策3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

地域の伝統や文化を生かした教育活動や学校づくりの推進を図るとともに、放課後や休日、長期休業中等を利用した様々な体験や異年齢の子どもたちと交流する機会を通して、児童の心身の健全な育成を推進します。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が学ぶ意欲と確かな学力を身に付けることができるよう、教育課程や指導方法の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導の成果を図りながら、複数教員による指導を実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課

<p>(2) 未来を担う人を育てる教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寺子屋事業を通して、地域のよさや伝統・文化等を生かした特色ある教育活動や学校づくりの推進・充実を図ります。 ・児童生徒一人ひとりに目が行き届くよう、少人数指導・複数指導の充実を図ります。 ・小学校から英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。 ・児童生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育成し、体力の向上と健康の増進につながるよう、学校におけるスポーツ環境や指導者の充実を図ります。 ・小学1年生の児童を対象に、セカンドブック事業を実施し、家族や友達と本を通したコミュニケーションと読書環境の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寺子屋事業を実施し、地域のよさを子どもたち伝える教育活動を行います。 ・学力向上支援教員を配置し、子どもに目が行き届く教育を行います。 ・A L Tを配置し、A L Tとの体験活動を取り入れた英語授業を実施します。 ・運動やスポーツに親しめるように、体力向上推進委員会を中心に活動の充実を図ります。 ・よりよい実施方法を検討しながら、セカンドブック事業を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課 ・図書館
<p>(3) 地域ぐるみの教育環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営に保護者や地域住民の意向を反映し、組織的・機能的な教育活動を推進します。 ・学校施設を地域に開放し、地域との連携強化を図ります。 ・行田市保幼小連絡協議会を通して、相互の連絡を緊密にし、保育園・認定こども園・幼稚園・小学校間のスムーズな連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールへの理解促進を図るための研修会を開催するとともに、保護者や地域住民に対し、取組や成果について周知を行います。 ・学校施設を地域に開放し、地域連携の促進に努めます。 ・保幼小連絡協議会を実施し、各機関の連携をとっていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興課 ・教育総務課 ・学校教育課

施策3-3 次世代の親育て

次世代の親となる子どもたちの将来に向けて、生命（いのち）の大切さを理解できる機会を設けるとともに、子どもを産みたいと希望するときに妊娠・出産ができるよう、心身の健康や性、妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努めます。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
<p>(1) 小さな子どもとふれあう場づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が、小さな子どもとふれあう子育て体験の機会の提供を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て体験の機会の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課
<p>(2) キャリア・ライフデザイン教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来、親になる中学校・高校・大学生を対象に妊娠についての啓発活動を実施し、正しい知識の普及を図ります。 ・学校において、生命（いのち）の大切さを学ぶ機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成人式においてパンフレットを配布し、妊娠に対する正しい知識の周知を図ります。 ・小学校は体育、中学校は保健体育の授業において、「生命」や「妊娠」について学ぶ機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター ・学校教育課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

施策4-1 良好な居住環境の整備

ひとり親家庭や経済的支援が必要な家庭への居住環境の整備を推進します。また、子育て世帯の市営住宅への優先的入居等の生活支援、情報提供等の支援に努めます。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 子育て世帯の住居確保への支援	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅への子育て世帯の優先的入居を継続します。 市営住宅の住宅敷地内における遊具の安全確保に努めます。 公営住宅の空き住戸情報の定期的な情報提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯における市営住宅への優先的入居を行います。 市営住宅の遊具の点検を毎年行い、安全の確保に努めます。 埼玉県住宅供給公社から提供される公営住宅の空室の状況を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> 営繕課
(2) 勤労者住宅資金貸付制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者の住宅確保を容易にするため、勤労者住宅資金の貸付を実施します。また、制度利用の利点を含めた積極的なPRを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の推移を踏まえながら、取組みについての検討をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工観光課

施策4-2 子育て・子育てにやさしいまちづくりの推進

子どもの子育てや子育てには、暮らしやすく安心・安全な環境が必要です。さらには、公共施設のユニバーサルデザイン化や環境整備の充実を図るとともに、子育て家庭への情報提供体制の整備等、やさしいまちづくりの推進に努めます。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「行田市ユニバーサルデザイン指針」に基づき、誰もが暮らしやすい環境整備を推進します。 地域には多様な人が住んでいることを認識し、多様な価値観を共有できるような意識の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 行田市ユニバーサルデザイン指針を周知するとともに、推進を図ります。 公園のバリアフリー化は「公園トイレにおける洋式化整備計画」に基づき、今後も引き続き整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画政策課 都市計画課 道路治水課
(2) 子どもが安全に暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親子が安心して外出できるよう自由に授乳やおむつ替えができる、「赤ちゃんの駅」の設置を進めます。 遊具や砂場等の施設点検を行うとともに、「公園施設長寿命化計画」に基づく維持管理を行い、子どもが安心して遊べる公園等を維持します。 主要幹線道路の整備に合わせた、計画的な歩道整備等を推進します。 自治会による防犯灯の設置に対する一部補助を実施し、設置促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「赤ちゃんの駅」について広報し、市内施設、民間企業への周知を行います。 遊具等の維持管理は、「公園施設長寿命化計画」に基づき、更新、修繕を実施するとともに、公園や道路歩道の整備を進めていきます。 自治会の防犯灯設置に対する、補助を実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来課 都市計画課 道路治水課 防災安全課
(3) 子育てにやさしいまちの情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを連れた家族が特典を受けられる「子育てジョイ事業」や「赤ちゃんの駅」等、子育てに関する情報を市報や市のホームページを通じて、積極的な周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市報や市ホームページを通じて「赤ちゃんの駅」や「子育てジョイ事業」の周知啓発を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来課

基本目標5 職業生活と家庭生活との調和の推進

施策5-1 仕事と子育ての調和支援

子育ての充実を図るため、家庭と仕事の両立の観点から、育児休業等の子育て支援制度の実施や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた普及・啓発等に努めます。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1)男女が共同して家事育児に参画できる社会環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 市内の企業等にワーク・ライフ・バランスへの理解と協力を呼びかけ、企業における理解促進を図ります。 子育てがしやすい制度の活用や環境づくりに向けた啓発（くるみんマーク等の周知）を推進します。 父親向けの育児講座や父と子がふれあえるイベント等の活用により、父親の育児参加を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 多種多様な団体・機関と連携し、官民一体となり仕事と生活の調和実現に向けてセミナー等を開催し、周知啓発を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センター
(2)仕事と子育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> 育児で離職した女性が復帰するための支援を行い、再雇用・再就労につながる支援の充実に努めます。 男性の育児・介護休業制度の利用促進に向けた啓発を図ります。 企業内への保育施設の設置について支援します。 育児休業からの復帰時に保育サービスをスムーズに利用できるよう、保育コンシェルジュによる支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる分野における女性の登用や活躍の推進、また、女性が継続して就業しやすい環境づくり等を整備し周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センター 子ども未来課



くるみんマーク

基本目標6 子どもの安全確保

施策6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通交通事故を防止するため、交通安全指導や交通安全教室等を実施し、子どもたちが安全に生活できるよう交通安全活動を推進します。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1)交通安全意識の醸成	・市内各小学校において、学年に合わせた交通安全指導や交通安全教室を実施し、自ら危険を予知し回避する能力を育む機会の充実を図ります。	・交通安全教室を実施し、児童の交通安全意識の高揚を図ります。	・防災安全課
(2)交通事故防止活動の推進	・学校や学校応援団による登下校時の交通安全指導を実施し、子どもたちの登下校時における安全確保を図ります。	・学校や学校応援団による児童への登下校時における交通安全指導を実施します。	・防災安全課
(3)交通安全対策の実施	・歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域の実情に即した交通規制や車道との分離等の安全対策を推進します。	・地域の実情に応じた交通規制を警察へ要望していきます。また、グリーンベルトや外側線を設置し、車道と歩道を明確にします。	・防災安全課

施策6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、家庭だけでなく、学校や地域において子どもを健全に育成するための活動を推進します。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1)防犯意識の醸成	・「浮き城のまち安心・安全情報メール」等のメール配信による市民の自主防犯意識の啓発を行います。 ・防犯教室や防犯講座を実施するほか、警察や関係団体から提供される防犯情報を発信し、児童の防犯意識の高揚を図ります。	・メール配信による自主防犯意識の高揚を図ります。 ・防犯教室や防犯講座を実施し、児童の防犯意識の高揚を図ります。	・防災安全課
(2)防犯活動の推進	・青色回転灯付パトロール車による防犯パトロールを継続します。 ・見守りボランティア（学校応援団）やスクールガードリーダーによる登下校時の安全指導や子どもひなん所の設置等、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	・青色回転灯付パトロール車による防犯パトロールを実施します。 ・見守りボランティア（学校応援団）等に協力をいただきながら、地域ぐるみの防犯活動を継続します。	・防災安全課 ・学校教育課
(3)被害にあった子どもの保護	・相談員を小・中学校に配置し、相談しやすい体制の充実を図ります。	・継続して学校に相談員を配置し、相談しやすい環境を整えます。	・学校教育課

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

施策7-1 児童虐待防止対策の充実

子どもを虐待から守るため、児童相談所や学校、警察等の関係機関による連携を強化し、児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に取り組みます。

また、子育て中の保護者が悩みや不安を気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 虐待や児童の権利に関する法令等の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 「児童虐待防止法（児童虐待の防止に関する法律）」「児童の権利に関する条約」等、子どもの基本的人権に係る法令等の周知徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市報や市ホームページ、自治会を通じてリーフレットを配布するし、周知徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課 子ども未来課
(2) 虐待ハイリスク者の早期発見・対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> 健診や各種訪問事業を通じて、虐待のおそれや育児不安の強い保護者の早期発見に努めます。 要保護児童等を発見した場合は、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と連携して速やかな対応を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診、訪問等での問診を継続して実施するとともに関係機関との連携を図ります。 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議を開催し、速やかな対応を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター 子ども未来課
(3) 虐待に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行等について、家庭児童相談員や社会福祉主事による身近な相談体制を継続します。 専門的な心理検査・診断を必要とする場合や子どもへの虐待が疑われる場合には、児童相談所等と連携して対応します。 虐待に関わる通告（連絡）や相談を24時間受け付ける「虐待防止ホットライン」を設置し、48時間以内に安否確認を行います。 「虐待防止ホットライン」の周知徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談員による相談体制を継続し、24時間受付可能な「虐待相談ホットライン189」の周知徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来課

施策7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の子育てや生活に対する支援制度の充実が求められているため、自立促進と安心して生活できるよう、それぞれの家庭に応じた相談やサービスの提供、自立に向けた支援等の推進に努めます。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 就労・自立の促進	・ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付等により、自立に向けた就労支援を推進します。	・自立支援教育訓練給付金等の就労支援を継続し、ひとり親家庭に対する自立支援制度の周知を図ります。	・子ども未来課
(2) ひとり親家庭への経済的支援の充実	・ひとり親家庭への医療費の一部助成を継続します。 ・ひとり親家庭等児童養育手当等の支給により、父又は母、あるいは父母ともに欠けている児童を養育している人の経済的負担の軽減を図ります。	・ひとり親家庭への経済的支援を実施します。	・保険年金課 ・子ども未来課

施策7-3 障がいのある子ども達の多様なニーズに応える施策の充実

発達に課題のある子どもの早期発見、早期療育を推進するため、保健・福祉・教育の関係機関が連携し、乳幼児期からの早期発見による個別の相談による家族支援を行うとともに、特別な配慮を要する幼児・児童生徒への支援等、きめ細かな支援の充実を図ります。

また、発達の遅れや障がいのある子どもたちが、住み慣れた地域で健やかに成長し、安定した社会生活を送るために、それぞれの発達段階において、専門的な医療や障がいの特性に応じた支援や教育等、障がいのある子どもたちやその家庭を社会全体で温かく見守り、支えていく環境の整備の充実を図ります。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
(1) 障がいの早期発見と適切な対応	・妊婦健康診査や乳幼児健康診査、各種相談等の定期的な実施により、母体や子どもの異常を早期に発見し、障がいの予防や早期の対応につなげます。	・妊婦健康診査、乳幼児相談、発達に関する専門相談、発達支援に関する通園教室（親子教室）を継続して実施します。また、医療機関の受診勧奨及び紹介状を継続して作成します。	・保健センター

<p>(2) 子どもに適した療育・保育・教育の選択に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の遅れにより、療育支援が必要な乳幼児とその保護者に対して、個別の相談の場を設け、子どもに適した療育、保育、教育の選択ができるよう支援します。 ・子どもの発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で障がいのある子どもの成長を応援できるように配慮した、障がい児保育や児童発達支援を継続します。 ・発達に課題のある年長児及び小学1年生を対象に早期療育事業「ステップ教室」を行います。 ・学童保育室や放課後等デイサービスにおいて、障がいのある放課後児童の受け入れ体制の充実を図ります。 ・特別支援教育の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに適した療育・保育・教育サービス施設の充実を図ります。 ・専門的知識のある心理士、指導員による「ステップ教室」を継続して行い、子どもに対する早期療育を行います。 ・障がいのある放課後児童の受け入れ体制の充実を図ります。 ・特別支援教育において配慮を要する子の教育環境を整えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 ・教育研修センター ・子ども未来課 ・学校教育課
<p>(3) 自立した日常生活と社会参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児が利用できる、能力や適性に応じた障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業等を通じ、自立した日常生活と社会参加を促進します。 ・在宅サービス（居宅介護、行動援護、短期入所等）の整備・充実を引き続き推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児が利用できる事業等を通じ、自立した社会参加を促進するとともに、サービス施設の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課
<p>(4) 保護者の経済的負担の軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当や重度心身障害者医療費助成制度等の各種制度の周知と利用促進を図ります。 ・関係各課・機関との連携による、情報提供の拡大と制度の利用促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種制度を周知し、利用の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来課 ・福祉課

施策7-4 子どもの貧困対策の推進

子どもが将来その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境と教育の機会均等を図り、夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困に対する支援を推進します。

施策	活動内容	今後の取組	担当課
<p>(1) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子供を対象として、学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業を支援することで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯等を対象にした学習支援事業を継続して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 ・子ども未来課

第5章 事業計画



1. 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項により、市区町村は、国が定めた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する事業計画を策定するものとされ、下表のとおり対象となる施設・事業が定められています。

第5章は、第4章に示した施策を具体的に展開するために行う取組や事業のうち、国が定めた対象施設・事業について、今後5年間の事業計画を定めたものです。

■「子ども・子育て支援事業計画」の対象となる施設・事業一覧

事業区分		市町村の実施事業例
教育・保育	① 教育・保育施設	・幼稚園 ・保育園 ・認定こども園
	② 地域型保育事業	・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業
地域子ども・子育て支援事業	① 時間外保育事業	・延長保育事業
	② 放課後児童健全育成事業	・学童保育事業（放課後児童クラブ）
	③ 子育て短期支援事業	・ショートステイ ・トワイライトステイ
	④ 地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業
	⑤ 一時預かり事業	・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業 ・保育園等における一時預かり（預かり保育）事業
	⑥ 病児保育事業	・病児保育事業
	⑦ 子育て援助活動支援事業	・ファミリー・サポート・センター事業
	⑧ 妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦健康診査事業
	⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業
	⑩ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	・養育支援訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会 等
	⑪ 利用者支援に関する事業	・地域子育て支援拠点における利用者支援（※具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員が情報提供や関係機関との連絡調整等の支援を行うもの） ・保育コンシェルジュ ・子育て包括支援センター（赤ちゃんコンシェルジュ）
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	・特定子ども・子育て支援施設である幼稚園に対し、保護者が支払うべき副食費に係る実費徴収費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して行う補足給付事業
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	・民間事業の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業 ・多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置を促進していくために必要な調査研究、支援や相談・助言等を行う事業

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須記載事項となっています。

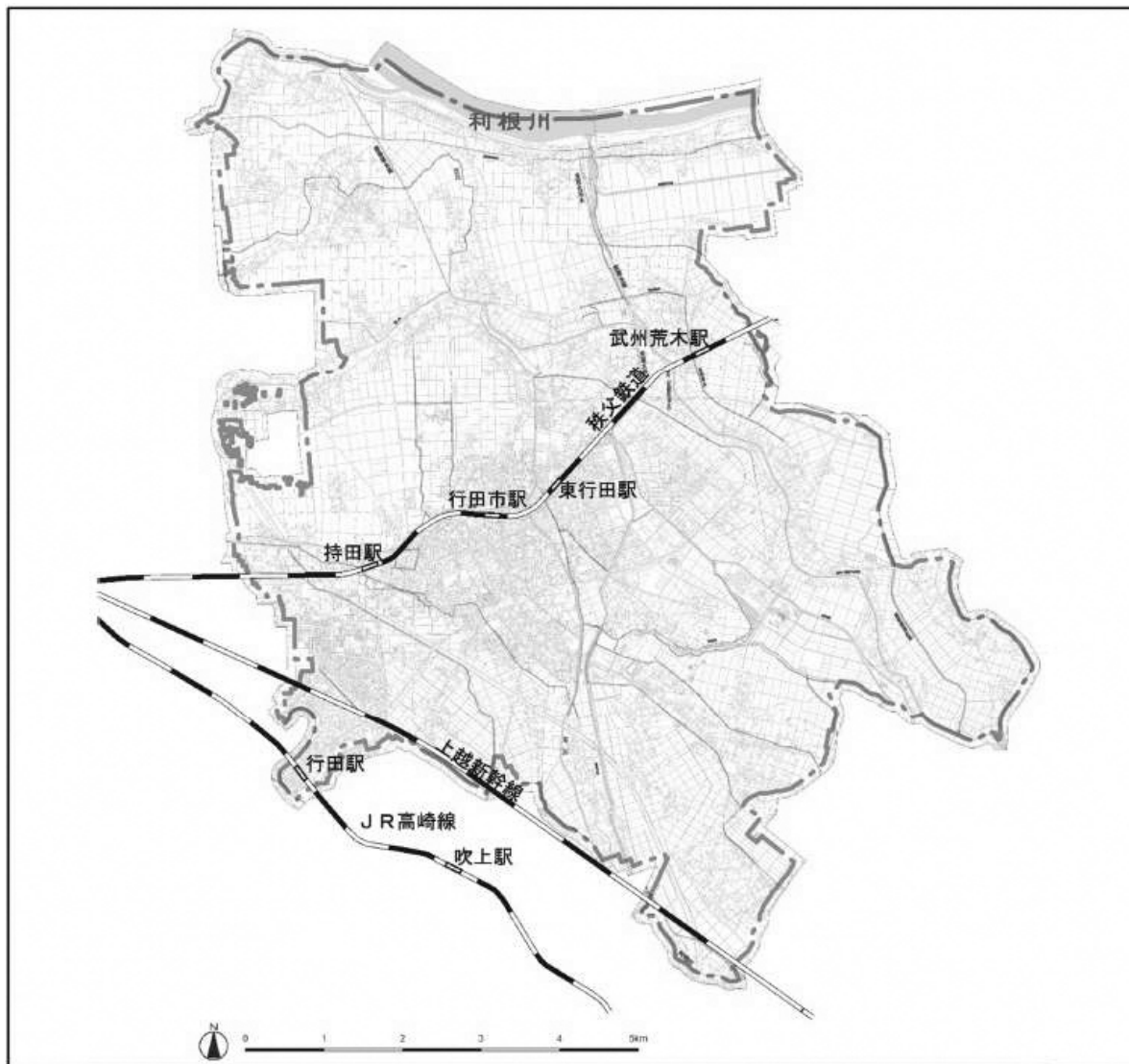
本市における教育・保育提供区域の考え方は以下のとおりです。

幼稚園については学区設定がなく、保護者が教育方針等で選択している例も多いことから、区域分けをすると現在の利用実態と異なってくる可能性があります。また、保育園も自宅からの近さだけでなく、保護者の通勤経路等によっても選択が異なることから、自宅の所在地と利用施設の区域が一致しないケースも想定されます。

このような現状を考慮し、本市の教育・保育提供区域は、市全域を一区域として設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、教育・保育と共通の区域設定となります。

■行田市全域図



3. 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 概要

子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育事業及び地域の子育て支援について、平成30年度に実施したニーズ調査（子ども・子育て支援事業計画作成のために実施した利用傾向の把握）の結果を基に算出した、令和2～6年度（5年間）における「量の見込み（ニーズ量）」と「確保の方策」「実施時期」を記載することになっています。

(2) 量の見込みに対する「確保方策」の設定

● 教育・保育の確保方策

〈保育の必要性の認定区分〉

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等に応じた保育の必要性により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、利用する教育・保育施設・事業が決まっています。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定（教育希望が強い）		あり	幼稚園・認定こども園
2号認定（保育希望が強い）			保育園・認定こども園 等
3号認定	満3歳未満	あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業 等

<教育・保育の確保方策>

※表下段の「過不足数」が、0以上になっていれば充足されたことを示します。

本市においては、令和2年度時点における量の見込みを見据えた確保策を設定します。

(単位：人)

令和2年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	保育希望が強い		
量の見込み	634	918		68	385
		246	672		
		880			
市内施設確保数		2,135	810	78	382
市外から受け入れ		342	24	2	20
市外施設利用		30	53	7	20
確保数		1,823	839	83	382
過不足数		943	167	15	▲3

(単位：人)

令和3年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	保育希望が強い		
量の見込み	593	860		65	377
		231	629		
		824			
市内施設確保数		2,135	810	78	382
市外から受け入れ		342	24	2	20
市外施設利用		30	53	7	20
確保数		1,823	839	83	382
過不足数		999	210	18	5

(単位：人)

令和4年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	保育希望が強い		
量の見込み	560	812		64	377
		218	594		
	778				
市内施設確保数		2,135	810	78	382
市外から受け入れ		342	24	2	20
市外施設利用		30	53	7	20
確保数		1,823	839	83	382
過不足数		1,045	245	19	5

(単位：人)

令和5年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	保育希望が強い		
量の見込み	554	804		61	353
		216	588		
	770				
市内施設確保数		2,135	810	78	382
市外から受け入れ		342	24	2	20
市外施設利用		30	53	7	20
確保数		1,823	839	83	382
過不足数		1,035	251	22	29

(単位：人)

令和6年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	保育希望が強い		
量の見込み	541	784		60	343
		210	574		
		751			
市内施設確保数		2,135	810	78	382
市外から受け入れ		342	24	2	20
市外施設利用		30	53	7	20
確保数		1,823	839	83	382
過不足数		1,072	265	23	39

【確保策の方針と対応策】

- 教育ニーズ（1号及び教育希望が強い2号）については、量の見込みに対して確保数が充足されているため、引き続き、事業者との連携のもと、確保数の維持に努めます。
- 保育ニーズ（教育希望が強いを除いた2号及び3号）については、令和2年度のみ、1～2歳児に対する3名分の不足が見込まれるものの、その後においては、量の見込みに対して確保数が充足される状況であるため、定員の弾力化を行うことにより対応します。

● 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

※表下段・「過不足数」が、0以上になっていれば充足されたことを示します。

1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業内容】

保育園において、通常保育時間を超えて子どもを保育する事業。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	183	174	168	163	159
確保数	183	174	168	163	159
過不足数	0	0	0	0	0

【確保策の方針と対応策】

- ・充足されている状況を維持できるように保育園による運営を支援します。

2) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもを対象に、放課後（土曜日、学校休業日は一日）に安全な生活の場を提供することにより、保護者の就労を支える事業。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	710	681	684	644	603
	高学年	183	182	178	178	170
	計	893	863	862	822	773
確保数		876	950	950	950	950
過不足数		▲17	87	88	128	177

【確保策の方針と対応策】

- ・低学年については、現行のとおり、需要に応じた受け入れを継続します。
- ・高学年については、現行のとおり、需要に応じた受け入れを基本としますが、児童センター等、その他の居場所づくり事業との連携を図ります。
- ・令和3年度以降、総数ではニーズを満たしますが、地域的にはニーズの偏りがあり、定員70名で運営している学童保育室や、定員超過のため校区外の学童保育室へ通っている児童が存在します。このことを踏まえ、特に不足地域で必要な増設を検討します。

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者が一時的に子どもの養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、宿泊を伴う保護を行う事業。

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12	12	11	11	11
確保数	12	12	11	11	11
過不足数	0	0	0	0	0

【確保策の方針と対応策】

- ・他市の利用状況も考慮したニーズを把握した上で、事業体制について検討します。
- ・充足されている状況を維持できるように、実施施設による運営を支援します。

4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28,335 人日	27,033 人日	25,828 人日	25,298 人日	24,633 人日
確保数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

【確保策の方針と対応策】

- ・現在の体制（地域子育て支援センター2箇所、つどいの広場5箇所）を維持するとともに、さらに利用しやすくするため、利用時間帯及び曜日について検討します。
- ・ベビーマッサージ等の子育てに係る講座の開催・充実と周知を図ります。

5) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業

【事業内容】

幼稚園や認定こども園（短時間保育）で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる事業（主として昼間。3～5歳児対象）。

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	26,400	24,720	23,340	23,070	22,530
確保数	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
過不足数	15,600	17,280	18,660	18,930	19,470

② 保育園等^{*}における一時預かり（預かり保育）事業

【事業内容】

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業（全ての家庭の0～5歳児対象）。

※保育園等とは、保育園や地域子育て支援拠点での一時預かり事業及びトワイライトステイ事業のことです。

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	471	452	438	427	413
確保数	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
過不足数	1,029	1,048	1,062	1,073	1,087

【確保策の方針と対応策】

- ・現在実施している一時預かり事業は、現行体制を維持します。
- ・在園児以外を対象とした一時預かりの実施施設の拡充を検討します。

6) 病児保育事業

【事業内容】

子どもが病気で集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	661	632	616	594	570
確保数	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
過不足数	1,419	1,448	1,464	1,486	1,510

【確保策の方針と対応策】

- ・病児・病後児保育については、現行の1施設定員8名の体制を維持します。

7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】

【事業内容】

育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、育児の支援を図る事業。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,086	3,994	3,951	3,837	3,639
確保数	4,086	3,994	3,951	3,837	3,639
過不足数	0	0	0	0	0

【確保策の方針と対応策】

- ・依頼内容に偏りが見られることから、ファミリー・サポート・センターの事業内容構成と配分を検討し、依頼内容に応じられる提供会員の層の充実のため、提供会員の増加を図ります。

8) 妊婦に対する健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	418	405	392	380	368
確保数	418	405	392	380	368
実施体制	対象となる妊婦に健康診査を行う。(保健センター)				

【確保策の方針と対応策】

- ・現行の体制を維持します。

9) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

保健師及び訪問指導員(助産師)が、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う事業。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	423	409	397	384	373
確保数	423	409	397	384	373
実施体制	対象となる乳児の家庭に職員が訪問する。(保健センター)				

【確保策の方針と対応策】

- ・現行の体制を維持します。

10) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門的相談支援として、保健師又は助産師等が養育に関する指導・助言を、居宅に訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性強化と、関係機関との連携強化を図る事業。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4	4	4	4	4
実施体制	対象となる児童を支援訪問する。				

【確保策の方針と対応策】

- ・ 現行の体制を維持します。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携に努め、要保護児童等が健やかに暮らせるように支援します。

11) 利用者支援事業

【事業内容】

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

(単位：箇所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2
確保数		2	2	2	2	2

【確保策の方針と対応策】

〔基本・特定型〕

- ・ 保育コンシェルジュが行田市役所子ども未来課窓口等において、利用者の支援を行うとともに、必要に応じた情報提供と相談・助言等を行います。

〔母子保健型〕

- ・ 子育て包括支援センターの助産師（赤ちゃんコンシェルジュ）が行田市保健センターにおいて、妊娠中の生活や生まれたばかりの赤ちゃんについての相談・助言等を行います。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

特定子ども・子育て支援施設である幼稚園に対し、保護者が支払うべき副食費に係る実費徴収費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して行う補足給付事業。

【確保策の方針と対応策】

国の動向に依りて、実費徴収に係る補足給付事業を実施します。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

民間事業の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置を促進していくために必要な調査研究、支援や相談・助言等を行う事業。

【確保策の方針と対応策】

事業の実施を検討します。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

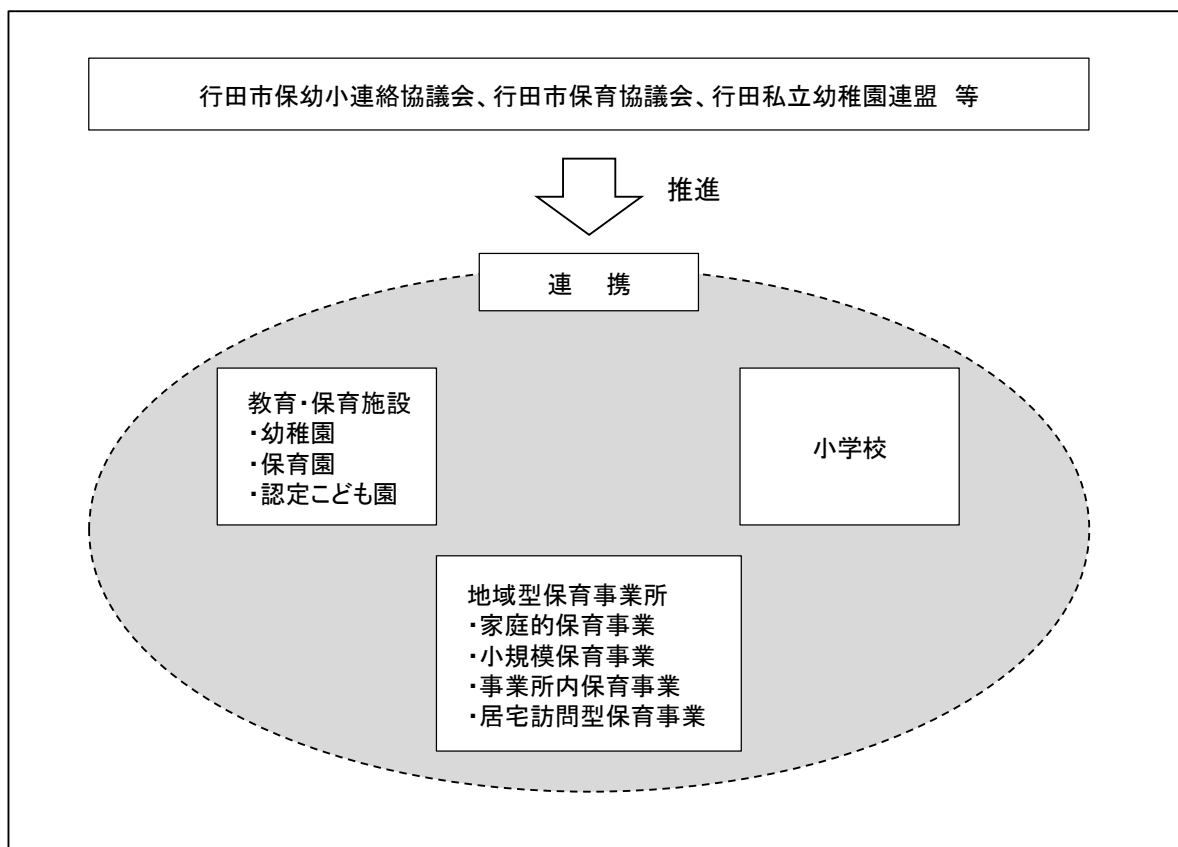
子どもたちに質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を行うため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

○ニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及を検討していきます。

○私立幼稚園に対し、新制度に対応した認定こども園・幼稚園への移行について情報提供を行い、移行に向けた支援を行います。

○行田市保幼小連絡協議会、行田市保育協議会、行田私立幼稚園連盟等を通して、教育・保育施設、地域型保育事業所と小学校の連携を推進します。

■教育・保育施設、地域型保育事業所と小学校との連携体制



第6章 計画の推進



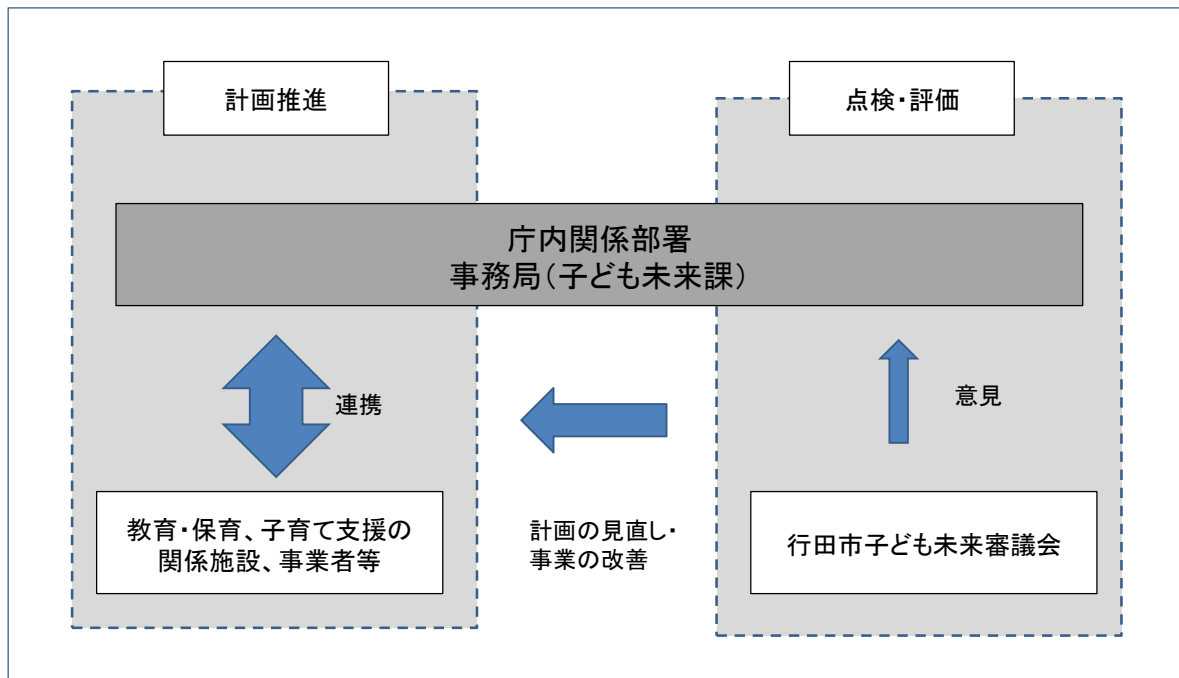
1. 計画の推進体制

推進に関係する部署を中心に、教育・保育、子育て支援の関係事業者等と連携しながら、計画の着実な推進を図ります。

2. 行田市子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたり、市民や教育・保育、子育て支援の事業者等で構成される「行田市子ども未来審議会」の意見を参考にし、計画の実施状況について点検・評価します。なお、年度ごとの事業の進捗状況をみながら、量の見込みが実態と大きく異なる場合は計画を見直し、改善します。

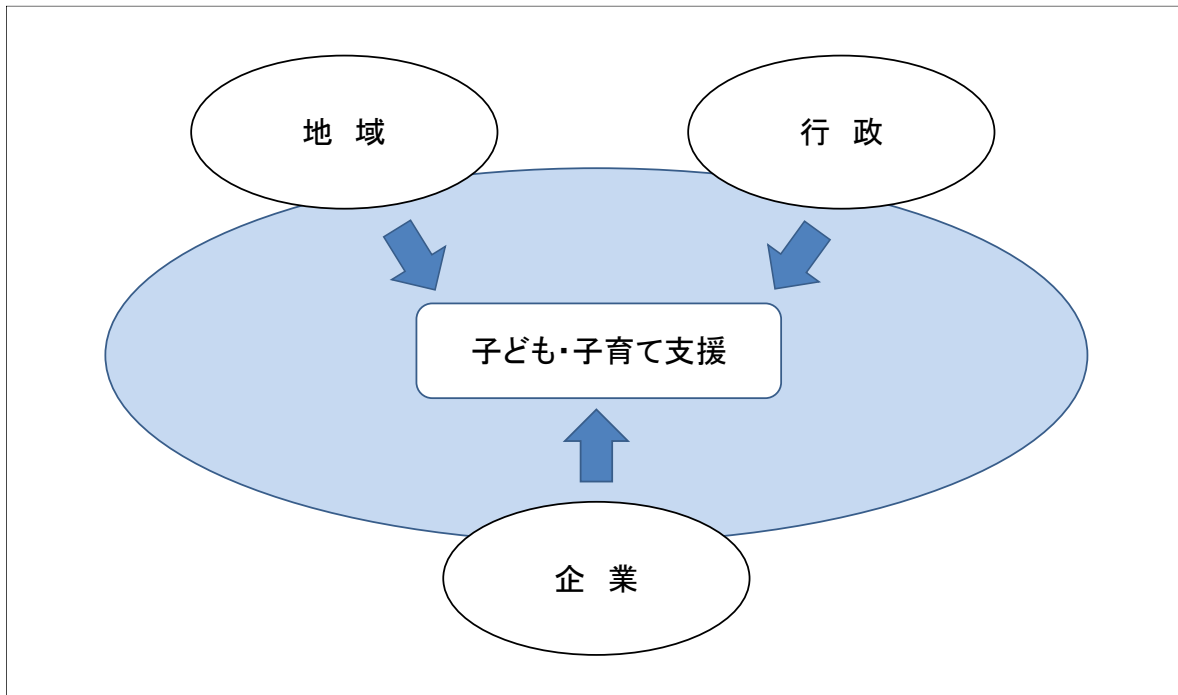
■ 計画推進と点検・評価の体制



3. 関係機関との連携

本計画の推進にあたり、地域の関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育てに対する取組を支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進します。

■関係機関との連携

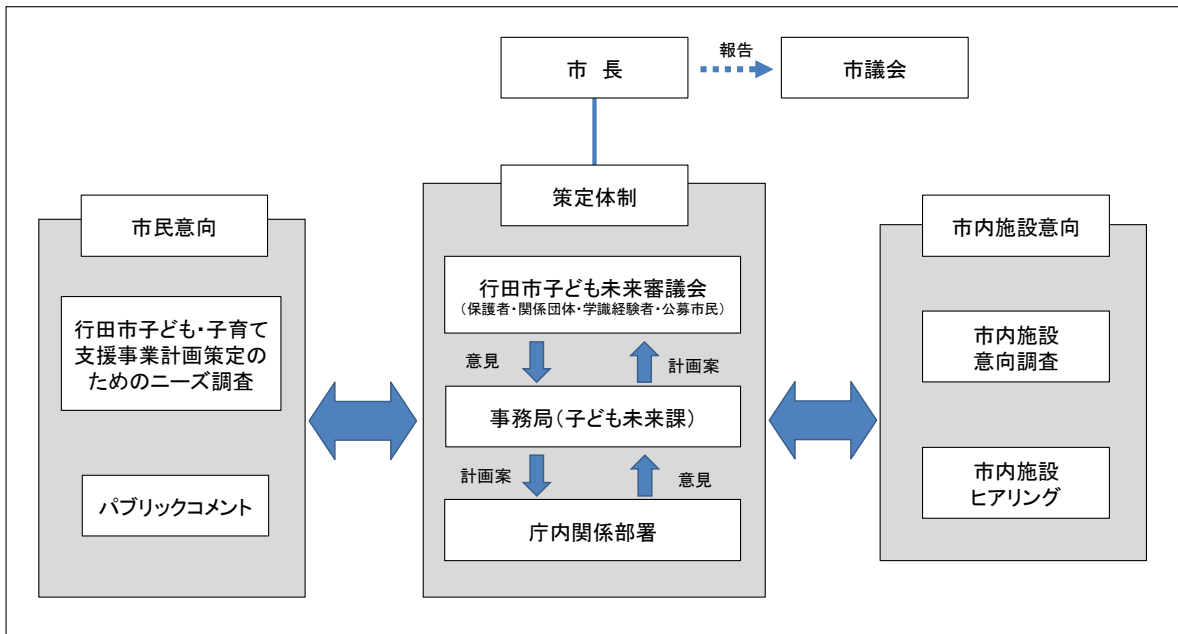


資料



1. 計画の策定体制

■ 計画の策定体制



2. 行田市子ども未来審議会

(1) 委員名簿

任期：平成30年8月1日～令和2年7月31日

	区 分	所 属	氏 名
1	1号委員	行田市保育協議会保護者部会	大野 真理 (令和元年7月22日まで)
			菊地 直哉 (令和元年7月23日より)
2	同上	行田私立幼稚園連盟PTA連合会	平塚 由紀 (令和元年7月22日まで)
			大竹 いづみ (令和元年7月23日より)
3	同上	行田市PTA連合会	江森 弘安 (令和元年7月22日まで)
			福田 貴司 (令和元年7月23日より)
4	同上	行田商工会議所	横田 康介
5	同上	連合埼玉北埼玉地域協議会行田部会	桑原 宏安
6	同上	行田市保育協議会園長部会	望月 昌幸 (令和元年7月22日まで)
			園部 浅子 (令和元年7月23日より)
7	同上	行田私立幼稚園連盟	老本 理恵
8	同上	行田市社会福祉協議会	岡田 安弘 (令和元年7月22日まで)
			吉田 明夫 (令和元年7月23日より)
9	同上	児童養護施設ケヤキホーム	馬橋 正芳
10	同上	NPO法人子育てネット行田	馬場 恵喜子
11	同上	行田市校長会	出井 宏美
12	2号委員	行田市民生委員・児童委員連合会	堀内 由紀
13	3号委員	公募	大澤 栄
14	同上	公募	松島 弘
15	同上	公募	町田 祥子

(2) 開催状況

開催回	開催日	議 題
平成 30 年度 第 1 回	平成 30 年 8 月 10 日 (金)	議題 1 会長及び副会長の選出 議題 2 議事録署名人の選出 議題 3 行田市子ども未来審議会について 議題 4 子ども・子育て支援新制度について 議題 5 今後のスケジュールについて 議題 6 その他
平成 30 年度 第 2 回	平成 30 年 12 月 11 日 (火)	議題 1 第二期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について 議題 2 その他
	平成 30 年 12 月 28 日 (金) ～平成 31 年 1 月 16 日 (水)	行田市子ども・子育て支援に関するアンケート調査実施
平成 30 年度 第 3 回	平成 31 年 3 月 1 日 (金)	議事 1 第二期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果について 議題 2 利用定員の設定について 議題 3 その他
令和元年度 第 1 回	令和元年 7 月 23 日 (火)	議題 1 第二期子ども・子育て支援事業計画の骨子について ・子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果について (報告) ・本市における子育て支援事業等の状況について 議題 2 その他 ・幼児教育・保育無償化の実施について
令和元年度 第 2 回	令和元年 10 月 4 日 (金)	議題 1 第二期子ども・子育て支援事業計画について ・第一期子ども・子育て支援事業計画に係る実績について ・第二期子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みについて 議題 2 その他
令和元年度 第 3 回	令和元年 11 月 26 日 (火)	議題 1 第二期子ども・子育て支援事業計画について ・第一期子ども・子育て支援事業計画に係る実績について ・第二期子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みについて 議題 2 その他
令和元年度 第 4 回	令和 2 年 1 月 10 日 (金)	議題 1 第二期子ども・子育て支援事業計画について ・第一期子ども・子育て支援事業計画に係る素案について 議題 2 その他
	令和 2 年 1 月 20 日 (月) ～令和 2 年 2 月 19 日 (水)	第二期子ども・子育て支援事業計画 (素案) に関するパブリック・コメント実施
令和元年度 第 5 回	令和 2 年 3 月 9 日 (月) 令和 2 年 3 月 9 日 (月) ～令和 2 年 3 月 13 日 (金)	中止 (新型コロナウイルス感染予防のため) 書面による委員の承認

(3) 行田市子ども未来審議会条例

平成30年3月26日条例第4号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、行田市子ども未来審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉及び子ども・子育て関係者
- (2) 児童福祉及び子ども・子育てに関し知識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部子ども未来課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以下 略

3. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

本市では、本計画策定の資料とするため、市民の皆様の子育てに関する生活状況やご要望・ご意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。
調査結果の概要は、以下のとおりです。

■調査対象及び調査件数

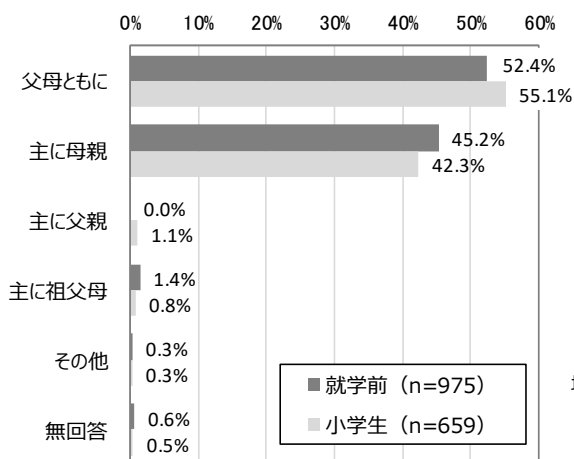
	配布数	回収数	回収率
就学前調査	1,600 件	975 件	61.0%
小学生調査	1,000 件	659 件	65.9%
計	2,600 件	1,634 件	62.8%

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

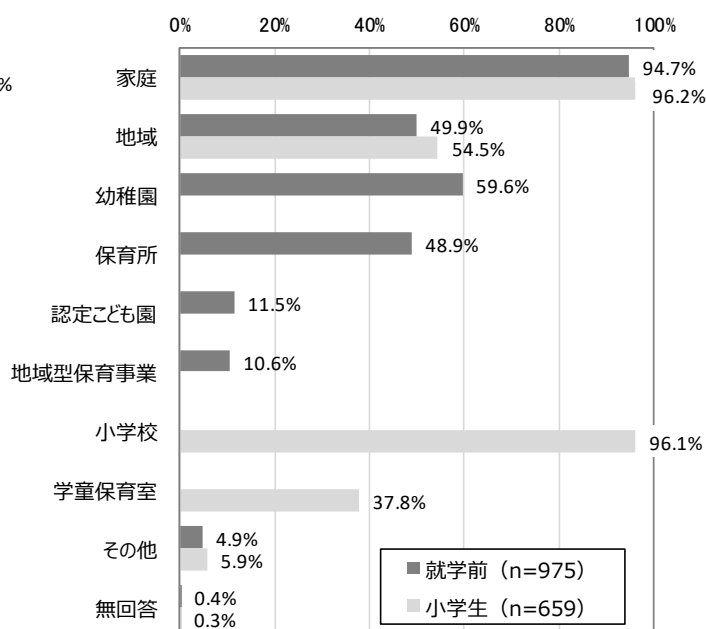
① 子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が就学前（52.4%）、小学生（55.1%）とも高く、「主に母親」（就学前：45.2%、小学生：42.3%）が続いています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が就学前（94.7%）、小学生（96.2%）とも高く、次いで就学前では「幼稚園」が59.6%、小学生では、「小学校」が96.1%となっています。

■日常的に関わっている方



■もっとも影響する環境

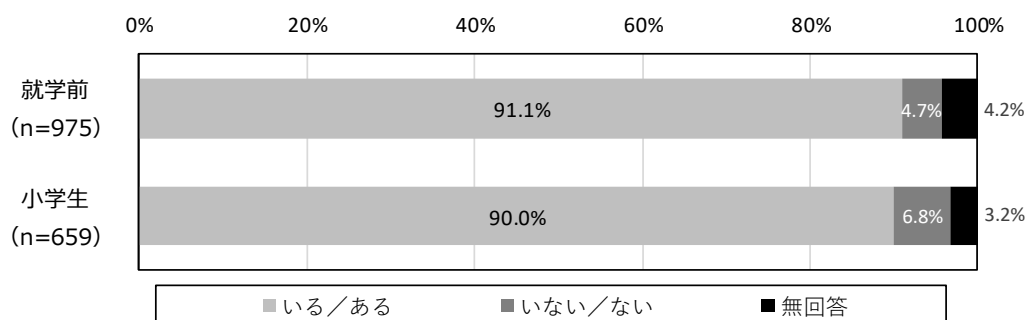


② 子育てや教育をする上での相談相手の有無

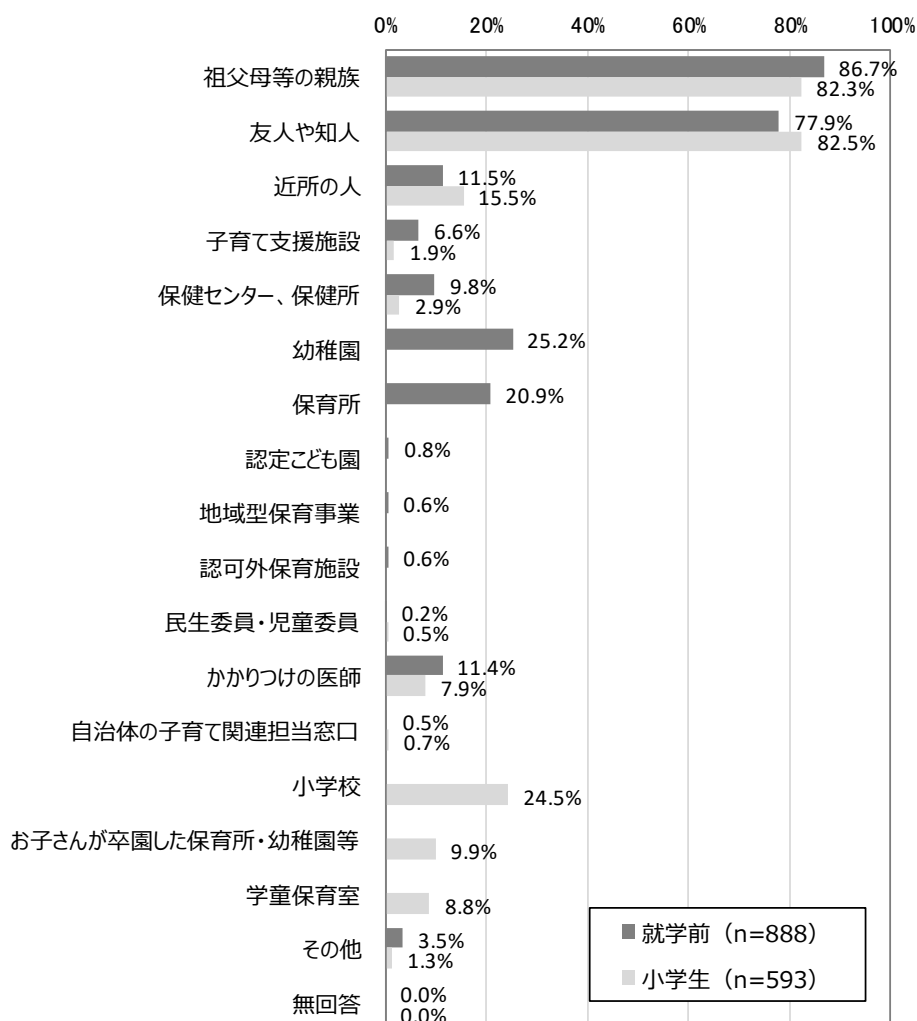
子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が就学前（91.1%）、小学生（90.0%）と高い中、「いない/ない」の割合は就学前では4.7%、小学生では6.8%となっています。

また、主な相談先は、就学前、小学生ともに「祖父母などの親族」や「友人・知人」等の身近な人の割合がいずれも8割を超え高くなっています。

■子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無



■気軽に相談できる先

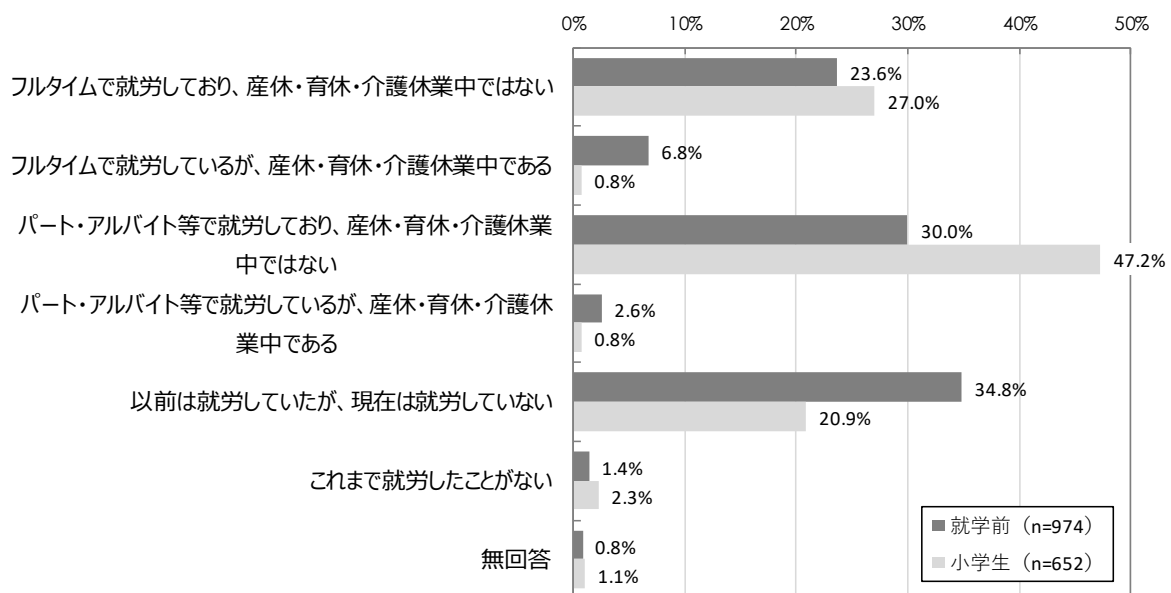


(2) 保護者の就労状況

① 母親の就労状況について (SA)

就学前の母親の就労状況については、産休中等も合わせた「フルタイムで就労」が30.4%、「パート・アルバイト等で就労」が32.6%で、合わせると就労している人は63.0%となっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせると36.2%となっています。

小学生の母親の就労状況については、産休中等も合わせた「フルタイムで就労」が27.8%、「パート・アルバイト等で就労」が48.0%で、合わせると就労している人は75.8%となっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせると23.2%となっています。



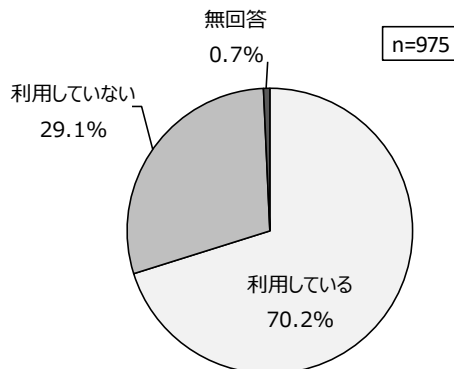
※表記されている「SA」と「MA」の意味について

- ・SA (シングル アンサー)・・・単一回答 (あてはまるもの1つに○をつける)
- ・MA (マルチ アンサー)・・・複数回答 (あてはまるものいくつでも○をつける)

(3) 平日の定期的な教育・保育事業について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 (SA)

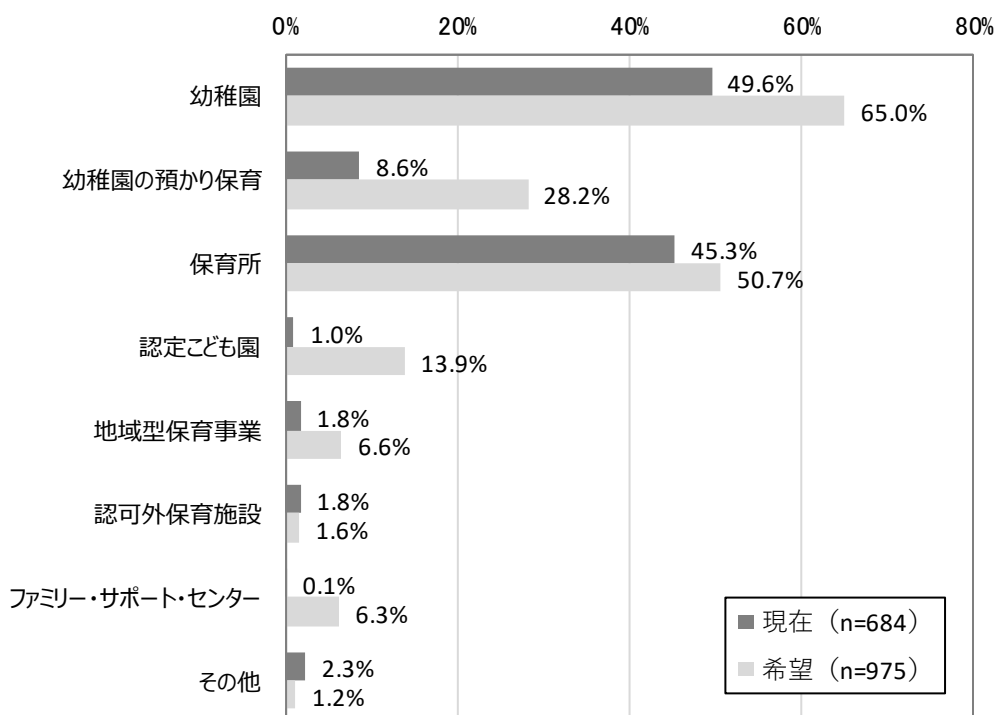
就学前の子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が70.2%、「利用していない」が29.1%となっています。



② 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業 (MA)

就学前の子どもの現在利用している平日の定期的な教育・保育事業では、「幼稚園」が49.6%で最も高く、次いで「保育所」が45.3%、「幼稚園の預かり保育」が8.6%となっています。

今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業では、「幼稚園」が65.0%で最も高く、次いで「保育所」が50.7%、「幼稚園の預かり保育」が28.2%となっています。また、「認定こども園」は現在の利用は1.0%ですが、希望は13.9%と大きくなっています。

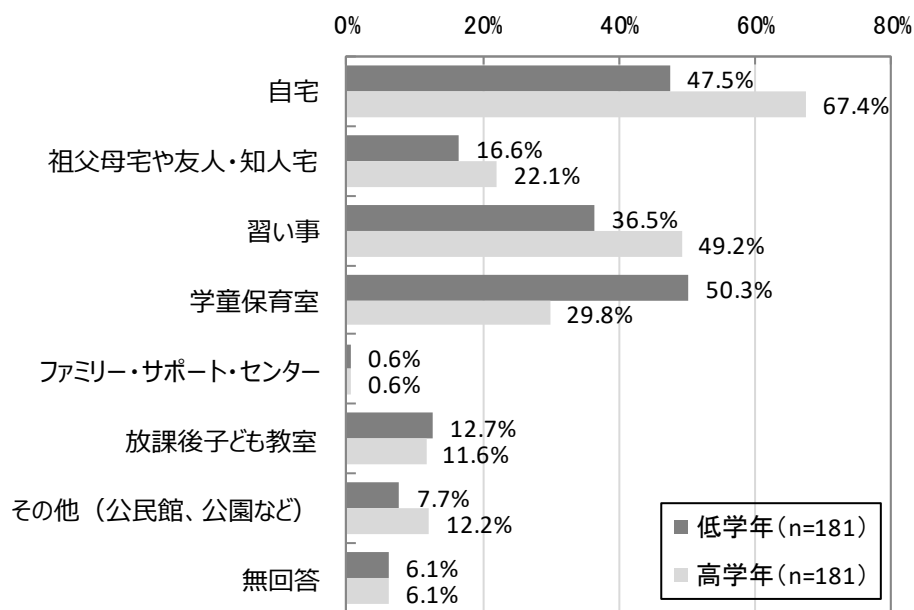


(4) 放課後の過ごし方について

① 小学校入学後、低学年（1～3年）、高学年（4～6年）の放課後の過ごし方（MA）

就学前の保護者が希望する小学校低学年（1～3年）の過ごし方は、「学童保育室」が50.3%で最も高く、次いで「自宅」が47.5%、「習い事」が36.5%となっています。

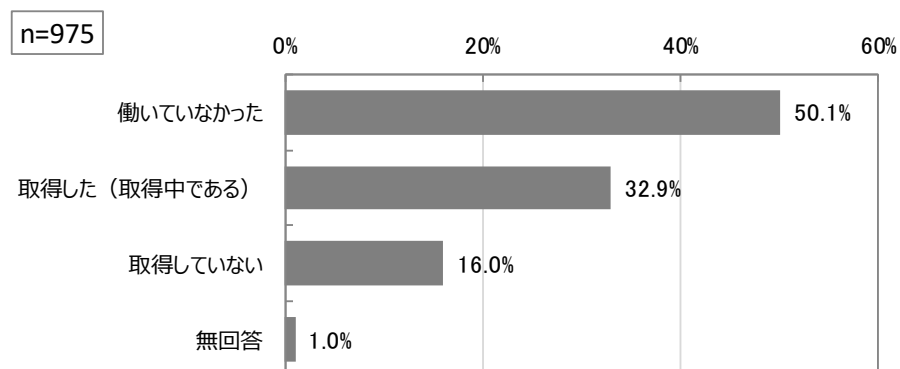
小学校高学年（4～6年）の過ごし方は、「自宅」が67.4%で最も高く、次いで「習い事」が49.2%、「学童保育室」が29.8%となっています。



(5) 職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得について（SA）

就学前の母親の育児休業の取得については、「働いていなかった」が50.1%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が32.9%、「取得していない」が16.0%となっています。

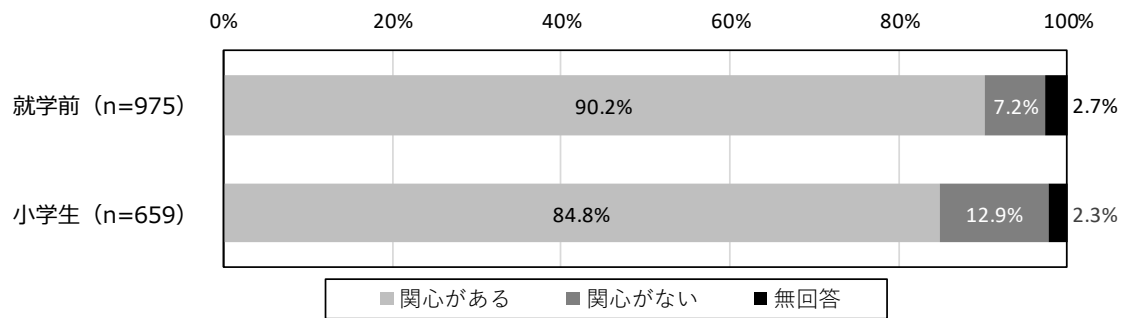


(6) 児童虐待について

① 児童虐待に関心があるか (SA)

就学前の保護者の児童虐待への関心については、「関心がある」が90.2%、「関心がない」が7.2%となっています。

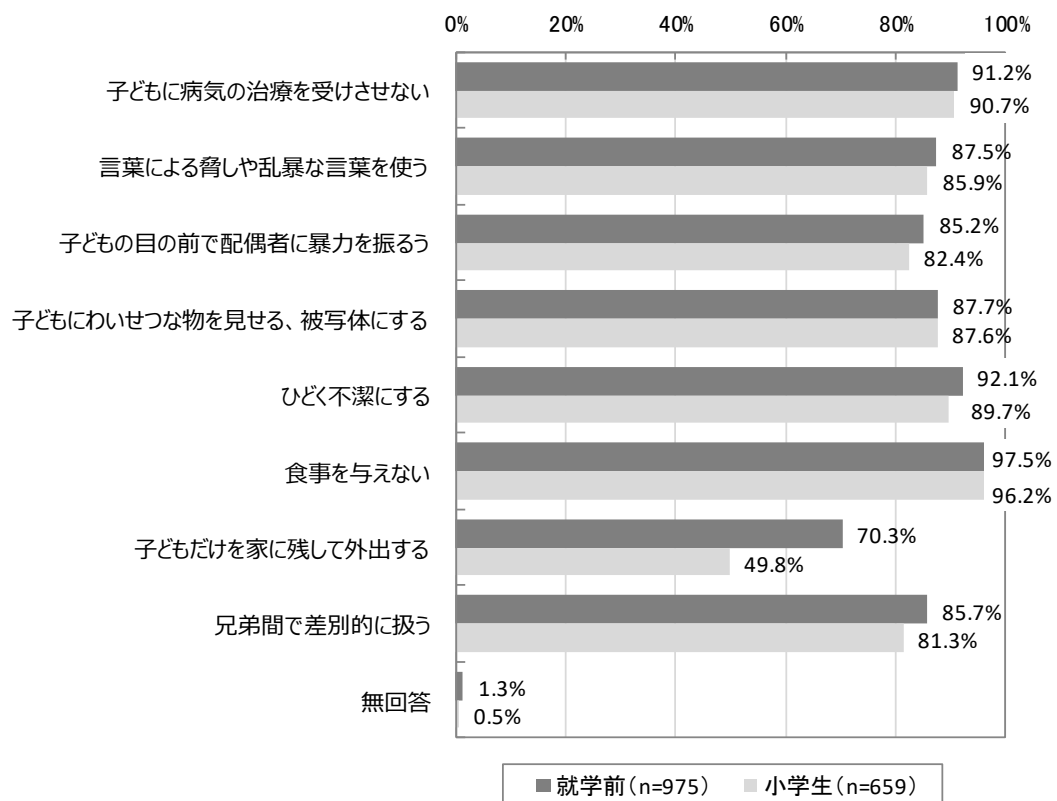
小学生の保護者の児童虐待への関心については、「関心がある」が84.8%、「関心がない」が12.9%となっています。



② 児童虐待と感じるもの (MA)

就学前の保護者が児童虐待と感じるものについては、「食事を与えない」、「ひどく不潔にする」、「子どもに病気の治療を受けさせない」が9割を超えて高くなっています。

小学生の保護者が児童虐待と感じるものについては、「食事を与えない」、「子どもに病気の治療を受けさせない」が9割を超えて高くなっています。



4. 第一期計画の結果

(1) 教育・保育の実績

1号及び2号のうち「教育希望が強い」は、幼稚園通園児童です。

3号及び2号のうち「保育希望が強い」は、保育園通園児童です。

実績における幼稚園通園児童は5月1日時点、保育園通園児童は4月1日時点の数で算出しました。

(単位：人)

平成 27 年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	保育希望が強い		
量の見込み	718	1,058		75	367
		323	735		
実績		976	720	73	368

(単位：人)

平成 28 年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	保育希望が強い		
量の見込み	699	1,030		77	357
		314	716		
実績		955	707	59	412

(単位：人)

平成 29 年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	保育希望が強い		
量の見込み	680	1,003		75	346
		306	697		
実績		957	707	59	426

(単位：人)

平成 30 年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	保育希望が強い		
量の見込み	662	974		72	335
		297	677		
実績		902	693	58	405

(単位：人)

平成 31 年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	保育希望が強い		
量の見込み	642	947		70	325
		289	658		
実績		906	712	72	388

幼稚園通園児童の実績は、平成 27 年度から平成 31 年度までの全計画期間において、見込み内で推移しましたが、3歳以上の保育園通園児童の実績は、平成 29 年度から見込みを上回りました。さらに1～2歳児の保育の実績は、特に平成 28 年度以降、見込みを50～70人上回りました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

1) 時間外保育事業(延長保育)

【事業内容】

保育園において、通常保育時間を超えて子どもを保育する事業。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	136	132	128	124	121
実績	124	128	197	184	-

平成 27 年度から平成 28 年度まで、実績は見込み内でしたが、平成 29 年度から平成 30 年度まで、実績は見込みを上回りました。

2) 放課後児童健全育成事業(学童保育室)

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもを対象に、放課後（土曜日、学校休業日は一日）に安全な生活の場を提供することにより、保護者の就労を支える事業。

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	435	426	416	408	399
	高学年	245	239	231	225	218
	計	680	665	647	633	617
実績	低学年	627	592	625	658	686
	高学年	119	131	156	175	168
	計	746	723	781	833	854

実績の値は、入室者と保留者を含む申請者数としています。

平成 27 年度から平成 31 年度までの全計画期間において、低学年では実績は見込みを上回りました。

3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容】

保護者が一時的に子どもの養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、宿泊を伴う保護を行う事業。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	38	37	36	35	34
実績	1	13	7	9	-

平成 27 年度から平成 30 年度まで、実績は見込み内となりました。

4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う事業。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	13,352	12,957	12,570	12,174	11,787
実績	33,830	32,331	32,836	29,778	-

平成 27 年度から平成 30 年度まで、実績は見込みを上回りました。

5) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) 事業

【事業内容】

幼稚園や認定こども園(短時間保育)で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる事業(主として昼間。3~5歳児対象)。

(単位：人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		23,271	22,645	22,042	21,438	20,812
内訳	一時	16,187	15,752	15,332	14,912	14,477
	定期	7,084	6,893	6,710	6,526	6,335
実績		27,621	30,463	28,208	26,785	-

平成 27 年度から平成 30 年度まで、実績は見込みを上回りました。

②保育園等*における一時預かり(預かり保育)事業

【事業内容】

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業(全ての家庭の0~5歳児対象)。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	996	970	942	913	885
実績	412	598	555	458	-

保育園等とは、保育園、ファミリー・サポート・センター、トワイライト事業のことです。
平成 27 年度から平成 30 年度まで、実績は見込み内となりました。

6) 病児保育事業

【事業内容】

子どもが病気で集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	855	853	850	846	842
実績	843	811	675	617	-

平成 27 年度から平成 30 年度まで、実績は見込み内となりました。

7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】

【事業内容】

育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、育児の支援を図る事業。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	5,019	4,897	4,774	4,650	4,529
実績	6,137	4,005	3,836	4,064	-

平成 27 年度は実績が見込みを上回りましたが、その後は平成 30 年度まで、見込み内となりました。

8) 妊婦に対する健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	507	492	476	462	446
実績	474	459	462	420	-

平成 27 年度から平成 30 年度まで、実績は見込み内となりました。

9) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

保健師及び訪問指導員（助産師）が、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う事業。

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	516	500	486	470	455
実績	426	405	391	428	-

平成 27 年度から平成 30 年度まで、実績は見込み内となりました。

10) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門的相談支援として、保健師又は助産師等が養育に関する指導・助言を居宅に訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性強化と、関係機関との連携強化を図る事業。

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4	4	4	4	4
実績	28	8	11	17	-

平成 27 年度から平成 30 年度まで、実績は見込みを上回りました。

11) 利用者支援事業

【事業内容】

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

（単位：箇所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	-

平成 27 年度から平成 30 年度まで、実績は見込みどおりとなりました。

5. 用語集 (50音順)

あ行

赤ちゃんの駅

誰でも自由におむつ交換や授乳ができるスペースの愛称。



育児休業

育児介護休業法に基づき、労働者の申し出により、子が1歳に達するまでの間、育児休業を取得することができる制度。なお、保育園に入所できない場合等には、子が1歳6か月に達するまでの間に延長することができる。

一時預かり

家庭での保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間に、保育園及びその他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

か行

家庭児童相談員

子育ての悩みや子どもの発育上の問題、不登校や非行等、家庭での子どもに関わる悩みごと全般に対応する相談員。

家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業。

教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育園のこと。

行田市健康増進計画・食育推進計画

「だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念として、健康増進と食育を一体的に推進するために市が策定した計画。

行田市障がい者計画

「～いきいき・ふれあい・ぬくもり～共に学び、共に働き、共に生き、参加するまちづくり」を目標として、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、市が策定した計画。

行田市総合振興計画

本市の最上位に掲げる計画として、あらゆる政策、施策の指針となるものであり、自主的・自立的な行政経営の確立と豊かな地域社会の創造に向けて、市民と行政がまちづくりの方向性と課題とともに認識し、協働のもとに取り組むための指針として市が策定した計画。

ぎょうだ男女共同参画プラン

男女がともに参画できる社会の実現を目指して、実践的な行動計画として市が策定した計画。

行田市地域福祉推進計画

行政による福祉サービスの充実と、地域住民等による相互の助け合い、支えあい活動の促進を両輪とした、地域福祉の推進のための各種施策を実施するための計画。

行田市ユニバーサルデザイン指針

まち、もの、サービス、情報等が全ての人にとって利用しやすくなるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていく上での考え方や行動の拠り所を示すため、市が策定した指針。

居宅訪問型保育事業

障がい・疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合に、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業。

くるみんマーク

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、一定の基準を満たした企業が厚生労働大臣から認定を受けていることを示すマークのこと。

健康日本 21

平成 12 年に決定された、健康づくりに関する国民運動を展開するための国の基本方針。平成 24 年 7 月に第 2 次の健康日本 21 が告示された。

合計特殊出生率

15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、その年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

子育て安心プラン

「待機児童の解消」と「M 字カーブ（女性が、出産等を機に仕事を一旦離れ、子供の成長後に再就職する人が多いために、就業率を表すグラフの形状が M 字になる現象のこと）の解消」のために必要な受け皿の整備を行い、全ての人が無理なく保育と仕事を両立する社会を目指すことを目的としたプラン。

子育て支援センター

主に就学前の子どもとその保護者が自由に遊び、交流できる拠点のこと。行田市では、週3日以上5日未満開設している拠点を「つどいの広場」、週5日以上開設している拠点を「地域子育て支援センター」と呼んでいる。

子育てジョイ事業

小学校6年生までの子どもを連れた家族が店頭に掲げた協賛ステッカーを掲げる市内の協賛店舗・協賛施設を利用したときに、その店舗・施設ごとに工夫して決められた特典を受けることができる事業。



子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、平成27年4月にスタートした制度。

子ども・子育て支援法

全ての子どもに良質な生育環境を保障する等のため、子ども及び子育て支援を目的とした給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な構築等の措置を講ずる法律。

さ行

埼玉県子育て応援行動計画

子ども子育て支援法に基づき、都道府県が策定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」等に位置づけられた、埼玉県の少子化対策や子育て支援施策を総合的に推進していくための計画。

さわやか相談員

市が市内全中学校に配置しており、学校教育相談の補助機関として、いじめや不登校等児童生徒との相談・援助に関する業務を行っている相談員のこと。

事業所内保育事業

企業が主となって、事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。

次世代育成支援対策推進法

次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を形成するため、迅速かつ重点的に次世代育成支援対策を推進することを目的とする法律のこと。行動計画の策定、次世代育成支援対策推進センターの指定、次世代育成支援対策地域協議会の組織について明記されている。

児童虐待

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等）等の行為を児童

に与えること。

児童虐待防止法

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。

児童センター（児童館）

遊びを通じて心と体の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設で、乳幼児から 18 歳未満の幅広い児童が自由に利用できる。

児童の権利に関する条約

18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童において、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効した。日本は 1994 年に批准した。

小規模保育事業

少人数（定員 6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業。

食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

自立支援教育訓練給付事業

母子家庭及び父子家庭の親の経済的自立を支援するもので、指定教育講座を受講し、修了した場合に、受講に係る経費の一定割合を支給する事業。

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」、「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するための新たな計画。厚生労働省と文部科学省が連携のもと、平成 30 年 9 月に策定された。

健やか親子 21

母子の健康水準を向上させるための様々な取組を推進する、平成 13 年に開始された国民運動計画。

セカンドブック事業

小学 1 年生を対象に、ブックリストの中から 1 冊を選んでもらい、秋の読書週間に贈呈する事業。

た 行

待機児童

保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く）又は特定地域型保育事業の利用の申し込みをしているが、利用できていない児童、並びに学齢期にあり、保護者等が就労のため、学童保育室の利用の申し込みをしているが、利用していない児童。

地域型保育事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業に区分され、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保するための事業。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付に係る施設として確認した教育・保育施設のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付に係る事業として確認した地域型保育事業のこと。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がいの種類や程度に応じて生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

トワイライトステイ事業

保護者の恒常的な残業等の理由で、児童養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で保護者に代わって児童の生活指導や食事を提供する事業。

な 行

認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供等を行う機能を併せ持つ施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4タイプがある。

は行

病児・病後児保育事業

病気治療中やその回復期にあり、保育園等での集団生活が困難な児童又は保護者の都合で看病が困難な児童を保育する事業。医療機関や保育施設等に委託し、病児保育を専門に担当する看護師や保育士が配置されている。

ファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）と、子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）、利用会員として子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な人（両方会員）とで会を組織し、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動のこと。

ブックスタート事業

赤ちゃんとゆっくりと向き合い、楽しく暖かい時間を持つきっかけとなるように、10か月児健診時に絵本2冊を贈呈する事業。

放課後子ども教室

放課後等において、地域社会における子どもたちの安全・安心な活動拠点づくりのため、地域の方々の参画を得て、昔遊びやスポーツ・地域住民との交流活動等様々な体験活動を通して、子どもたちの心が健やかに育まれる環境づくりを推進する事業。

放課後等デイサービス

学齢期の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う障害者自立支援給付事業。

や行

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子ども等、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で円滑な連携・協力を確保対応していくために構成された多数の関係機関による協議会。

ら行

療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として、医療的な配慮のもとで育成すること。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、それ以外の家庭や地域生活との調和を図ること。

行 田 市

新・放課後子ども総合プラン
に基づく行動計画

【第二期行田市子ども・子育て支援事業計画：別冊】

令和2年3月

目 次

1	計画策定にあたって	1
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画の目的	
2	組織体制・役割	2
3	放課後児童クラブ（学童保育室）の状況	3
	(1) 設置状況	
	(2) 運営状況	
4	放課後子ども教室（わくわくクラブ）の状況.....	4
	(1) 設置状況	
	(2) 運営状況	
5	事業目標・具体的方策	5～7
	(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	
	(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度までに達成されるべき目標事業量及び放課後子ども教室の実施計画	
	(3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	
	(4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	
	(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	
	(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	
	(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組	
	(8) 各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策	
	(9) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

国は平成30年9月14日に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童の安心・安全な居場所を確保するため、一体型（※）を中心とした「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を目標としたところです。

行田市では、「第二期行田市子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で、本編の基本目標1「地域における子育ての支援」における施策1-2「子育て支援サービスの充実」の(2)「学齢期の放課後支援の充実」を図ることをねらいとして、別冊として本計画を定めるものです。

※一体型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブ（学童保育室）の児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる形態のことです。

(2) 計画の目的

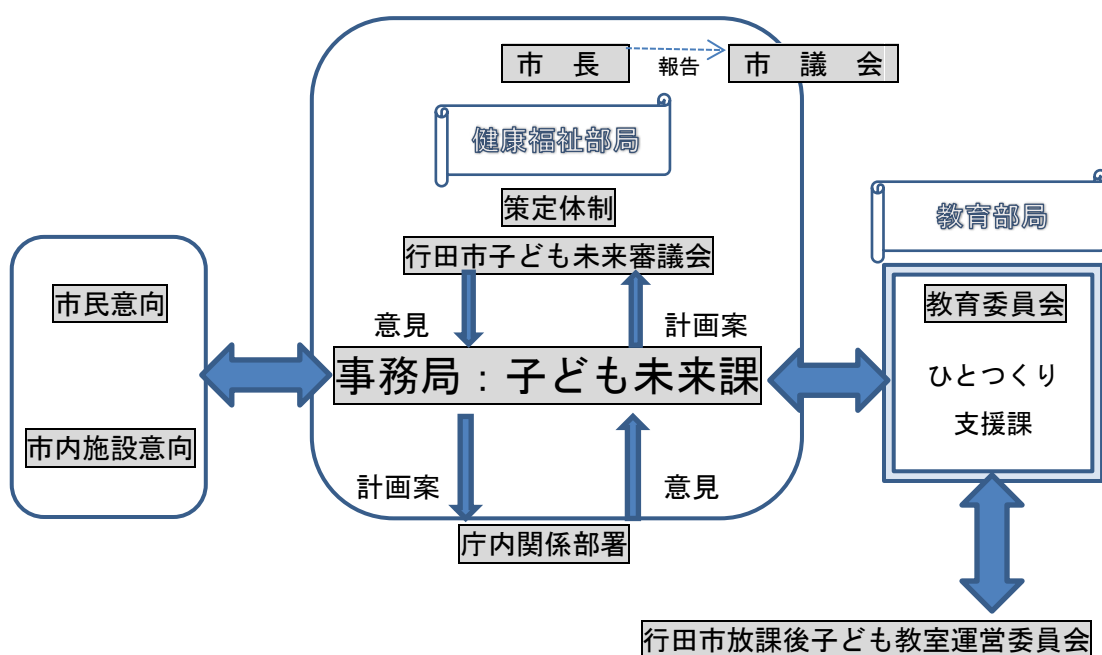
「子どもと親が笑顔で安心してくらせるまち ぎょうだ」の基本理念実現を目指して、子ども未来課と教育委員会ひとつづくり支援課で連携を図りながら、放課後対策の充実を推進していきます。保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を預かりながら、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを推進する「放課後児童クラブ」と、地域の方々の参画を得ながら様々な体験活動を通して子どもたちの心が健やかに育まれる環境づくりを推進する「放課後子ども教室」を実施し、より多くの子どもたちの安全・安心な居場所を設置し、体験・交流活動を継続的に提供していきます。

2 組織体制・役割

行田市子ども・子育て支援事業計画における計画推進体制に基づき、行田市放課後子ども教室事業として組織する運営委員会を子ども未来課の事務局と連携させ、計画の立案に対して自由な意見交換ができるシステムを構築しています。

下図の組織体制のとおり、子育て支援計画策定体制（健康福祉部局）を幹として教育委員会ひとりづくり支援課（教育部局）の行田市放課後子ども教室事業を融合し、相互の共同計画を推進する組織体制を確立しています。

【組織体制】



3 放課後児童クラブ（学童保育室）の状況

(1) 設置状況

平成31年4月現在、学童保育室が17か所あります。定員に対しての在籍児童数の割合は、全体で96.9%（796名中在籍が771名）となっています。

平成31年4月1日現在

施設名 (公設・民設)	場所 (学校までの所用時間)	定員 (名)	児童数 (名)	割合 (%)
中央学童保育室（公設）	中央小学校敷地内	60	59	98.3
西学童保育室（公設）	西小学校校舎内	70	70	100
東第一学童保育室（公設）	東小学校校舎内	36	36	100
東第二学童保育室（公設）	東小学校敷地内	60	60	100
北第一学童保育室（公設）	北小学校体育館内	36	36	100
北第二学童保育室（公設）	谷郷 2486-3（北小まで徒歩5分）	46	46	100
さくら学童保育室（公設）	桜ヶ丘小学校敷地内	45	45	100
南第一学童保育室（公設）	南小学校校舎内	40	39	97.5
南第二学童保育室（公設）	南小学校敷地内	44	44	100
太田西学童保育室（公設）	太田西小学校校舎内	49	49	100
泉太井学童保育室（公設）	泉小学校敷地内	55	55	100
埼玉学童保育室（公設）	埼玉小学校敷地内	48	46	95.8
南河原学童保育室（公設）	南河原支所内（南河原小まで徒歩1分）	70	66	94.3
下忍学童保育室（公設）	下忍小学校敷地内	36	30	83.3
荒木学童保育室（公設）	荒木小学校敷地内	34	33	97.1
みずしろ学童保育室（公設）	児童センター内	37	37	100
太井学童保育室（民設）	棚田町 1-58-10（泉小まで徒歩15分）	30	20	66.7
計		796	771	96.9

(2) 運営状況

平成31年度現在、各学童保育室の運営状況は以下のとおりです。

- 受入児童 小学校に就学している児童
- 開室時間 学校授業日 放課後～午後7時（5時間以上）
学校長期休業日 午前7時30分～午後7時（11時間30分）
- 休室日 日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）

学校授業日と学校長期休業日に対応した開室時間を設定しており、運営にあたっては、以下の本市の子ども・子育て支援事業計画の3つの基本理念を目標に据えて運営を推進しています。

- ①子どもの視点を大切にし、健やかな成長と社会性の向上や自立を支援します。
- ②子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを実感できるよう支援します。
- ③地域で子育て家庭を支えあえるよう支援します。

4 行田市放課後子ども教室（わくわくクラブ）の状況

(1) 設置状況

令和元年5月現在、市内16校中11校の小学校で実施しています。

教室名	定員 (名)	児童数 (名)	開催 曜日	年間開催日数 (日)	開始年度
北小学校わくわくクラブ	60	60	火	20	平成20年度
北河原小学校わくわくクラブ	なし	23	木	28	平成21年度
西小学校わくわくクラブ	80	71	月	19	平成24年度
太田東小学校わくわくクラブ	なし	20	木	19	平成28年度
東小学校わくわくクラブ	40	40	月	10	平成30年度
南小学校わくわくクラブ	40	40	月	10	平成30年度
中央小学校わくわくクラブ	40	40	月	10	令和元年度
埼玉小学校わくわくクラブ	40	28	月	10	令和元年度
太田西小学校わくわくクラブ	40	40	月	10	令和元年度
泉小学校わくわくクラブ	80	79	月	19	令和元年度
南河原小学校わくわくクラブ	40	22	火	10	令和元年度

(2) 運営状況

地域の実情に応じた運営を行うため、平成30年度より地域の方々や関係団体の協力を得て、教室ごとに「地域実行委員会」を組織し、具体的な活動の計画・運営は実行委員会を中心に進めています。そのため、開催日数や参加人数、内容等は教室により異なります。全体としては、教室数の増加に伴い、参加児童数は増加傾向にあります。今後、事業を安定的に継続していくために、コーディネーターやスタッフを地域で継続的に確保できるような運営方法を構築することが課題となっています。

～活動内容（例）～

<昔遊び・ものづくり> ・行田郷土かるた ・追羽根づくり ・割りばし鉄砲づくり
・シャボン玉遊び ・ゴム飛行機づくり ・こま回し ・凧づくり ・芝スキー 等
<スポーツ> ・ドッジビー ・ポッチャ ・スポーツ吹き矢 ・風船バレー 等
<文化・芸術> ・薬師太鼓 ・マジックショー ・演劇体験 ・合唱 等
※平成30年度より「埼玉県芸術文化ふれあい事業」のメニューを活用しています

5 事業目標・具体的方策

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

現行の開所時間の基準に基づき、入室希望児童に合わせた受入枠を設定する。

放課後児童クラブでは、令和6年度までに以下のとおりの目標整備量を設定しています。特に令和3年度以降は、現在の運営状況を踏まえ、地域間二極の偏在に対応しながら不足地域での必要な増設を図り、保護者の就労を支援していきます。また、現在、本市の放課後児童クラブでは、学校開校日は5時間、学校休業日は11時間30分の開室をしていますが、今後も引き続き現行の開所時間の基準に基づき、児童の受入枠の拡大を図っていきます。

【放課後児童クラブの入室希望の見込みと受入枠の見込み】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	学 年					
	低 学 年	710	681	684	644	603
	高 学 年	183	182	178	178	170
	合 計	893	863	862	822	773
確 保 数		876	950	950	950	950
過 不 足 数		▲17	87	88	128	177

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度までに達成されるべき目標事業量及び放課後子ども教室の実施計画

本市では、令和元年度における一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が市内16校中9校、連携型が2校、放課後子ども教室未実施校が5校です。

今後、平成31年3月に策定された「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」を踏まえ、令和6年度には全校で放課後子ども教室を実施します。

【一体型の目標事業量】

(単位：校)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	16	16	13	12	12
一 体 型	9	10	10	10	11
連 携 型	2	2	2	1	1
放課後子ども教室 未 実 施	5	4	1	1	0

※学校再編成計画

R4年度…北河原小、荒木小、須加小、見沼中が統合し、義務教育学校へ
中央小、星宮小が統合

R5年度…太田西小、太田東小が統合

【放課後子ども教室実施計画】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後 子ども教室	新規開室 準備	1校新規 開室		新規開室 準備	1校新規 開室 (全校実施)

- (3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。

そのため、放課後子ども教室を実施している、又は実施する小学校ごとに「地域実行委員会」を設置し、その構成メンバーに放課後児童クラブ関係者を含めて、年2回定期的な打合せや意見交換ができるようにしています。

- (4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブは、学校の余裕教室を改修・整備して実施できるよう、学校関係者からの理解を促進していきます。

放課後子ども教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話しあう機会を持ち、新・放課後子ども総合プランの必要性や意義等について説明し、理解を求めて協議を行います。また、学校再編成計画に伴う校舎跡地の利用についても検討していきます。

- (5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と健康福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に進めるべく、健康福祉部局の子ども未来課と教育委員会のひとつくり支援課で定期的実施状況や課題等について情報共有し、十分に協議をして推進していきます。

- (6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では、配慮が必要な児童の利用が一定程度あります。今後においても児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法等に関する研修や、受け入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組


現在、市内全ての放課後児童クラブにおいて、午後7時までの開所時間の延長を行っています。今後においても利用者のニーズに合った開所時間の設定に努めていきます。

(8) 各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年4月、厚生労働省）等を基本に、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。支援員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう研修を通じた支援の質の向上を目指します。

(9) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。



第二期行田市子ども・子育て支援事業計画
【令和2年度～令和6年度】

発行：令和2年3月

発行者：行田市健康福祉部子ども未来課
〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号
TEL：048-556-1111
FAX：048-556-3551

新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画
【第二期行田市子ども・子育て支援事業計画：別冊】

発行：令和2年3月

発行者：行田市教育委員会生涯学習部ひとつくり支援課
〒361-0052 埼玉県行田市本丸2番20号
TEL：048-556-8319
FAX：048-556-0770

